

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目4番1号A-10階
株 式 会 社 タ ケ エ イ
代表取締役社長 阿 部 光 男

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。ご来場される株主の皆様におかれましては、健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をされませぬようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月22日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、株主懇談会につきましては、本年も中止とさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目4番1号
芝パークビルB館地下1階「A P 浜松町」 Eルーム

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第45期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第45期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 リバーホールディングス株式会社との株式移転計画承認の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様には、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 - ◎ 招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.takeei.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 本株主総会会場におきまして、株主総会当日の当社役員及び社員の服装につきましては、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによるライブ配信のご案内

当日株主総会会場にご来場されない株主様も、株主総会の様子をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

ライブ配信では議決権の行使や質問、動議を行うことはできません。

事前の議決権行使をお願い申し上げます。

配信日時

2021年6月23日(水) 午前10時～株主総会終了時刻まで

配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分ごろに開設予定です。

ご視聴方法

下記ウェブサイトよりアクセスいただき、
ログインID、パスワードをご入力の上
ログインボタンをクリックしてください

スマートフォンからも
ご視聴いただけます

配信URL

ログインIDおよびパスワードについて

ID

パスワード

<ご留意事項>

- ご使用のパソコン等の端末およびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- 動画配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主様のご負担となります。
- インターネット環境や機材トラブル、その他の事情により、やむを得ず動画配信を中断または中止する場合がございます。
- 動画配信の録画・撮影や保存はご遠慮ください。
また、URL・ID・パスワードの外部公開はお控えくださいますようお願い申し上げます。
- 当日の会場撮影はご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- 何らかの事情によりライブ配信を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<当社ウェブサイト> <http://www.takeei.co.jp/>

ご視聴に関するお問い合わせ先 TEL : 0120-139-008 受付時間：2021年6月23日(水) 午前9時30分～午前11時30分まで

議決権の行使についてのご案内

株主の皆様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

1

株主総会に当日
ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会開催日時

2021年6月23日(水)
午前10時

2

郵送（書面）にて
行使いただく場合



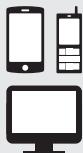
各議案の賛否を
表示のうえ投函

行使期限

2021年6月22日(火)
午後5時到着分

3

インターネットにて
行使いただく場合
(パソコン、スマートフォン)
(または携帯電話)



議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>
にて各議案の賛否を入力

行使期限

2021年6月22日(火)
午後5時入力分

インターネットによる議決権行使のご案内については、[頁](#)をご参照ください。

議決権の行使に関する事項

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します）。
- (2) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使は、株主様のインターネット利用環境やご使用の機種によっては、ご利用できない場合もございます。ご不明な点につきましては下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する接続料金等、通信料は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）が、当該プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う急減速とゆるやかな回復を繰り返し、概ね改善傾向にありますが、その速度や程度は製造業、非製造業によって格差が生じています。設備投資は前年割れとなりましたが、回復に向かいつつあります。

当社グループと関連の高い建設業界については、新設住宅着工戸数は増加基調にあるものの、依然として低水準にあります。建設工事受注は、公共工事の増加が続くなど、着実に回復しつつあります。

このような状況下、当社グループ主力の廃棄物処理・リサイクル事業においては、新型コロナウイルス感染拡大による影響は個社ごとにばらつきがあるものの、全体としては軽微に推移しております。グループ会社は、グループ経営方針である「廃棄物の再資源化」のための受入体制を万全にし、収益機会を取りこぼすことのないよう事業に取り組んでおります。

再生可能エネルギー事業においては、首都圏最大級の木質バイオマス発電出力を誇る市原グリーン電力株式会社が業績に大きく寄与し、東北地方3カ所の発電所も安定稼働しております。

環境エンジニアリング事業においては、新型コロナウイルス感染拡大の不透明感が続く経営環境にありますが、環境コンサルティング事業とともに、廃棄物処理・リサイクル事業、再生可能エネルギー事業との相乗効果を図る製品開発、研究技術開発にも積極的に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の売上高は42,062百万円（前連結会計年度比11.5%増）、営業利益は4,067百万円（同23.3%増）、経常利益は3,893百万円（同28.7%増）となりました。

また、福島県田村市のバイオマス発電所施設完成に伴い、固定資産取得に係る国庫補助金3,620百万円を特別利益、圧縮対象補助金の直接減額により固定資産圧縮損3,586百万円を特別損失に計上しており、法人税、住民税及び事業税1,283百万円、法人税等調整額303百万円等を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は2,272百万円（同28.7%増）となりました。

なお、2021年3月18日に、当社はリバーホールディングス株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する基本合意書を締結いたしました。

セグメント毎の業績は、以下のとおりであります。

各セグメントにおける売上高は「外部顧客への売上高」の金額、セグメント利益は「報告セグメント」の金額を記載しております。

前期まで廃棄物処理・リサイクル事業に含めておりました株式会社タケエイグリーンリサイクルは、2020年5月1日に株式会社横須賀バイオマスエネルギーを吸収合併したことにより、当連結会計年度より再生可能エネルギー事業に含めております。

<廃棄物処理・リサイクル事業>

株式会社タケエイは、中間処理施設における廃棄物受入れ量は前年同期比で減少したものの、有価物の分選別強化や搬出品の付加価値化、製品化などの原価低減策が功を奏し、営業利益は大きく増加しました。また、福島県内にて参画している東日本大震災復興プロジェクトについては、今期より本格稼働した複数のプロジェクトが貢献しました。搬出品の付加価値化、製品化のための設備投資も推進しております。

その他、廃石膏ボードの再資源化を行う株式会社ギプロは、解体案件の減少による搬入量の低調等により減収減益となりました。株式会社タケエイメタルは、スクラップ価格上昇の影響により直近では回復基調にあります。廃液処理を行うイコールゼロ株式会社は、前期に続いて災害廃棄物処理支援事業が大きく寄与しました。株式会社信州タケエイは、解体案件と産業廃棄物処理事業が好調でした。管理型最終処分場を運営する株式会社北陸環境サービスは、スポット案件も寄与して増収増益となりました。

この結果、セグメント売上高は24,598百万円（前連結会計年度比1.2%減）、セグメント利益は3,468百万円（同27.5%増）となりました。

<再生可能エネルギー事業>

第1四半期（2020年6月30日みなし取得日）より連結範囲に含めた市原グリーン電力株式会社は、燃料となる建設廃棄物の木くず等を安定的に受け入れ、高効率発電を継続しております。株式会社タケエイグリーンリサイクルは、横須賀バイオマス発電事業の収支が改善傾向にあり、安定稼働が定着しつつあります。また、電力販売を行う株式会社大仙こまちパワーと株式会社横須賀アーバンウッドパワーは、2020年12月から2021年1月の仕入費用としての電力卸価格高騰の影響を受け、営業損失となりました。

この結果、セグメント売上高は11,120百万円（前連結会計年度比84.9%増）、セグメント利益は325百万円（同77.3%増）となりました。

なお、株式会社田村バイオマスエネルギーは、2021年4月より営業運転を開始しております。

<環境エンジニアリング事業>

富士車輛株式会社は、コロナ禍により営業活動が制約される中で、受注高は低位に推移したものの、主力の環境部門において、複数の大型案件が順調に完工しました。この結果、セグメント売上高は5,229百万円（前連結会計年度比7.3%減）、セグメント利益は227百万円（同3.3%増）となりました。

なお、機械式立体駐車場関連損失引当金については、当初予定していた補修工事完了の目途が立ちましたので、取り崩しを行いました。

<環境コンサルティング事業>

環境保全株式会社は、アスベスト分析及び土壌調査分析事業が堅調に推移しました。株式会社アースアプレイザルは、コロナ禍による営業活動の制約が続き減収減益となりましたが、足元では回復基調にあります。

この結果、セグメント売上高は1,113百万円（前連結会計年度比3.9%減）、セグメント利益は122百万円（同17.3%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は7,907百万円でした。

当連結会計年度の主要なものは、廃棄物処理・リサイクル事業において、株式会社門前グリーンパークの最終処分場開発計画に係る投資等の総額2,117百万円、再生可能エネルギー事業において、株式会社田村バイオマスエナジーのバイオマス発電関連施設に係る投資等の総額2,830百万円であります。

(3) 資金調達の状況

イ. 当連結会計年度において以下の通り、公募増資、自己株式の処分、第三者割当増資を行い総額4,152百万円の資金調達をしております。

| 区 分 | 発行・売却株数 (千株) | 1株あたり発行価額 (円) | 調達資金 (百万円) | 払 込 期 日 |
|---------------|--------------|---------------|------------|------------|
| 公 募 増 資 | 3,500 | 909.84 | 3,184 | 2020年9月4日 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | 500 | 909.84 | 454 | 2020年9月4日 |
| 第 三 者 割 当 増 資 | 564 | 909.84 | 513 | 2020年9月25日 |
| 合 計 | — | — | 4,152 | — |

ロ. 当連結会計年度末現在における社債を含めた借入金総額は43,610百万円で、前連結会計年度末と比べ2,373百万円増加しております。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

① 資源循環型社会への貢献

当社グループは、経営理念である「資源循環型社会への貢献を目指す」を基に、主力の廃棄物処理・リサイクル事業による「環境関連事業の拡充」に加え、バイオマス発電事業を中心とした「再生可能エネルギー事業の拡充」、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する「環境保全を通じた社会貢献」、四方よし（売り手・買い手・世間・環境）を目標とする「ステークホルダーとの関係強化」を図ることで、「総合環境企業」の形成を目指してまいります。

② 中期経営計画の達成

当社グループは2020年5月に策定しました中期経営計画『2023 to the FUTURE～国家の環境保全に資する総合環境企業へ～』の達成に向けて以下の6つの定性目標の推進グループ一丸となって邁進してまいります。

- (i) 再生可能エネルギー事業の拡充
- (ii) 社会問題化する廃プラスチック等への対応力の強化
- (iii) M&A、協業化により「総合環境企業」としての事業領域を拡充
- (iv) 技術研究・開発を強化し廃棄物の付加価値化、製品化を推進
- (v) 災害廃棄物処理やSDGs推進を通じた社会貢献を推進
- (vi) 環境企業としての創業精神を継承し、グループ人財の活性化の推進

③ リバーホールディングス(株)との経営統合

リバーホールディングス(株)との経営統合により、社会、行政、一般のお客様に安心、安全な排出物・廃棄物の静脈バリューチェーン「リサイクル、中間処理、廃棄物・バイオマス発電、最終処分等の各事業の設計、構築、運営までの一貫サービス」の提供を図ります。結果として、政府が掲げる「2050年温室効果ガス実質ゼロ」に呼応した「高度循環型社会、脱炭素排出社会」に貢献し、廃棄物リサイクル・処理業界をリードする世界に誇れる環境ビジネスモデル構築を目指してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第42期 (2018年3月期) | 第43期 (2019年3月期) | 第44期 (2020年3月期) | 第45期 (当連結会計年度) (2021年3月期) |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (百万円) | 31,084 | 32,271 | 37,713 | 42,062 |
| 経常利益 (百万円) | 2,292 | 1,814 | 3,025 | 3,893 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 1,356 | 275 | 1,765 | 2,272 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 57.72 | 11.92 | 76.65 | 89.07 |
| 総資産額 (百万円) | 67,141 | 71,047 | 80,257 | 87,806 |
| 純資産額 (百万円) | 27,791 | 26,960 | 28,270 | 34,505 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第43期（2019年3月期）の期首から適用しており、第42期（2018年3月期）に係る総資産額については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

(7) 配当政策

当社は、株主の皆様への利益還元を最重視すべき経営課題の一つととらえ、今後も続く施設整備及び戦略的M&A等に対する投資を行うために必要な内部留保を確保しつつ、財務基盤の強化等を勘案したうえで、配当性向目標を25%超に設定し、継続的な配当水準の向上に努めてまいります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
 当社には該当する親会社はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-------------|--------|--------|-----------------------------|
| 富士車輛(株) | 250百万円 | 100.0% | 環境装置・環境プラント・特装車輛の開発・製造・販売事業 |
| 市原グリーン電力(株) | 495百万円 | 85.1% | 電力供給業、燃焼設備で発生する焼却灰等の再資源利用事業 |

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
 該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容

当社グループは、廃棄物処理・リサイクル事業を主な事業とし、併せてこれに付帯する事業を営んでおります。主要な事業については以下のとおりであります。

| 主要な事業 | 主要な事業内容 | 主要な会社 |
|---------------|-----------------------------------|--|
| 廃棄物処理・リサイクル事業 | 廃棄物の収集運搬業務、中間処理業務、再資源化業務、最終処分場の運営 | (株)タケエイ、(株)ギプロ、(株)北陸環境サービス等 |
| 再生可能エネルギー事業 | バイオマス発電、発電用燃料の製造、電力の販売 | (株)津軽バイオマスエナジー、(株)花巻バイオマスエナジー、市原グリーン電力(株)等 |
| 環境エンジニアリング事業 | 環境装置・環境プラント・特装車輛の開発・製造・販売 | 富士車輛(株) |
| 環境コンサルティング事業 | 計量証明業務、環境対策工事 | 環境保全(株)、(株)アースアプレイザル |

(10) 主要な営業所及び工場

①当社

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------------------|------------|
| 本 社 | 東京都港区 |
| 千 葉 営 業 部 | 千葉県千葉市中央区 |
| 東 北 支 店 | 宮城県岩沼市 |
| 物 流 車 両 基 地 | 神奈川県川崎市川崎区 |
| 川 崎 リ サ イ ク ル セ ン タ ー | 神奈川県川崎市川崎区 |
| 東 京 リ サ イ ク ル セ ン タ ー | 東京都大田区 |
| 大 木 戸 最 終 処 分 場 | 千葉県千葉市緑区 |

②子会社

| 名 称 | 所 在 地 |
|-------------------------------|----------|
| 富 士 車 輛 (株) | 滋賀県守山市 |
| (株) 北 陸 環 境 サ ー ビ ス | 石川県金沢市 |
| (株) ギ プ ロ | 埼玉県八潮市 |
| (株) 津 軽 バ イ オ マ ス エ ナ ジ ー | 青森県平川市 |
| (株) 花 巻 バ イ オ マ ス エ ナ ジ ー | 岩手県花巻市 |
| (株) 大 仙 バ イ オ マ ス エ ナ ジ ー | 秋田県大仙市 |
| (株) タ ケ エ イ グ リ ー ン リ サ イ ク ル | 神奈川県横須賀市 |
| 市 原 グ リ ー ン 電 力 (株) | 千葉県市原市 |
| (株) 田 村 バ イ オ マ ス エ ナ ジ ー | 福島県田村市 |

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 当連結会計年度末従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|-------------|
| 1,358名 | 54名増 |

② 当社の従業員の状況

| 当期末従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|-------|--------|
| 624名 | 14名増 | 45.3歳 | 10.9年 |

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者(56名)は含んでおりません。

(12) 主要な借入先及び借入額

| 借入先 | 借入金残高 (百万円) |
|-------------|----------------|
| (株) リソナ銀行 | 6,491 |
| (株) 三井住友銀行 | 4,007 |
| (株) 三菱UFJ銀行 | 3,640 |
| (株) 北國銀行 | 3,125 |
| (株) 東邦銀行 | 2,556 |
| (株) みずほ銀行 | 2,456 |

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(リバーホールディングス株式会社との共同持株会社設立による経営統合について)

当社は、2021年3月18日開催の取締役会で、リバーホールディングス株式会社と共同持株会社を設立することを決議し、同日に株式移転に係る基本合意書に調印いたしました。なお、2021年6月23日開催予定の当社第45期定時株主総会における承認と関係当局の許可等が得られることを前提として、この共同持株会社を設立いたします。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 44,640,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,616,300株 (自己株式733,166株を含む)
- (3) 株主数 9,092名 (前期末比3,400名増)
- (4) 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--------------------------|-------|---------|
| | 千株 | % |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 4,388 | 15.7 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 3,927 | 14.1 |
| 三 本 守 | 1,713 | 6.1 |
| GOVERNMENT OF NORWAY | 933 | 3.3 |
| ヴェオリア・ジャパン株式会社 | 478 | 1.7 |
| K I A F U N D 136 | 467 | 1.7 |
| 橋 本 泰 造 | 350 | 1.3 |
| 藤 本 武 志 | 343 | 1.2 |
| タケエイ従業員持株会 | 329 | 1.2 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口5) | 326 | 1.2 |

- (注) 1. 持株数は千株未満を切捨て、持株比率は小数第2位以下を四捨五入して表示しております。
2. 当社は自己株式を733千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、自己株式には株式給付信託 (BBT) にかかる株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式266千株は含まれておりません。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務遂行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
1単元の株式数

100株

3. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名 | 担当 | 重要な兼職の状況 |
|----------|-------|-------------------|--|
| 代表取締役会長 | 三本 守 | — | (株)門前クリーンパーク代表取締役 (株)グリーンアローズホールディングス代表取締役 (一財)タケエイSDGs推進財団代表理事 |
| 代表取締役社長 | 阿部 光男 | — | (株)T・Vエナジーホールディングス代表取締役 (株)T&Hエコみらい代表取締役 (株)TEC武隈代表取締役 |
| 取締役 | 小池 陽二 | 営業本部長 兼 戦略営業部長 | — |
| 取締役 | 吉富 英郎 | 管理本部長 兼 人事総務部長 | (株)タケエイエナジー&パーク監査役 |
| 取締役 | 粕谷 毅 | 事業本部長 | (株)タケエイエナジー&パーク代表取締役 |
| 取締役 | 上川 毅 | 経営企画本部長 | (株)T・Vエナジーホールディングス監査役 (株)TEC武隈監査役 |
| 取締役 | 森井 敏夫 | エネルギー事業本部長 | (株)津軽あつがるパワー代表取締役 (株)花巻銀河パワー代表取締役 (株)大仙こまちパワー代表取締役 (株)横須賀アーバンウッドパワー代表取締役 (株)ふくしま未来パワー代表取締役 |
| 取締役 | 横井 直人 | — | ニチバン(株)監査役 (株)ジェイエイシーリクルートメント監査役 |
| 取締役 | 梅田 明彦 | — | 青木あすなる建設(株)取締役 |
| 監査役 | 金井 昭 | 常勤 | — |
| 監査役 | 石井 友二 | — | 監査法人ブレインワーク代表社員 ホワイトボックス(株)代表取締役 |
| 監査役 | 杉野 翔子 | — | 木徳神糧(株)監査役 青木信用金庫員外監事 日本証券金融(株)取締役 (株)MDI監査役 |

- (注) 1. 取締役横井直人氏及び梅田明彦氏は、社外取締役であり、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、当取引所に独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役石井友二氏及び杉野翔子氏は、社外監査役であり、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、当取引所に独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役石井友二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役杉野翔子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2020年6月24日開催の第44期定時株主総会において、新たに森井敏夫氏が取締役に選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役横井直人氏及び梅田明彦氏、監査役金井昭氏、社外監査役石井友二氏及び杉野翔子氏と当社は、会社法第427条第1項に基づき、現行定款に定めた、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は当社および当社の子会社すべての取締役および監査役であります。

② 被保険者の実質的な保険等の負担割合

特約部分も含めたすべての保険料は会社が負担しております。

③ 補償の対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金や争訟費用等が当該保険で補償されます。

④ 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の意図的な違反行為や重過失に起因する損害賠償請求等を補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 基本方針

経営陣の報酬につきましては、基本報酬と各事業年度の業績に応じて定められる業績連動給（業績加算）及び中期業績連動報酬として退任時に自社株式が給付される株式給付信託（BBT）により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。また、2018年7月に定めた役員報酬規程により各取締役の報酬の決定に際しては、取締役及び執行役員としての経営に対する責任の大きさを勘案して決定することとしております。また、監査役は監査役会において、協議により決めております。

ロ. 報酬の体系

a. 基本報酬

役員の役位や在籍年数に応じて役位毎に定められた基準額に、執行役員としての

役付加算を合わせて金銭で支給する月例の固定報酬として決定することとしております。

b. 業績連動報酬

単年度ごとに業績向上への意識を高めるためのインセンティブ報酬として、前年度の当社グループ全体の業績に基づき年間の報酬を各取締役（社外取締役を除く）ごとに決定する、基本報酬と合わせて月例で支給する金銭報酬とし、支給額は以下の算式により決定することとしております。

役位による基準報酬 × (業績評価加算率 + 総合評価加算率) ÷ 2

c. 株式給付信託 (BBT)

中長期的なインセンティブ報酬として取締役（社外取締役を除く）に退任時に自社の株式を給付する株式報酬であります。在任中は各事業年度の業績に応じてポイントを付与し、退任時に1ポイントあたり当社株式1株を給付します。付与するポイントは各事業年度の業績達成状況の指標に応じて以下の算式により支給額を決定することとしております。

役位による基準ポイント × (業績評価加算率 × 総合評価加算率) ÷ 2

d. 報酬等の構成比率

| 役員区分 | 基本報酬 | 業績連動報酬 | 株式給付信託(BBT) |
|------|------|--------|-------------|
| 取締役 | 70% | 20% | 10% |

(注) 1 この表は目標の達成率を100%とした場合のモデルであります。

2 社外取締役及び監査役及び社外監査役の報酬等については、当社の業務執行とは独立した立場であるため、基本報酬のみとしております。

e. 業績連動報酬及び株式給付信託(BBT)の指標の目標と実績

| 指標 | 目標値(百万円) | 実績(百万円) | 指標の選定理由 |
|------|----------|---------|---|
| 経常利益 | 3,150 | 3,893 | 取締役の業務執行が着実に当社グループの利益につながっているか計る指標として選定 |

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、株主総会の承認を受けた限度内において、取締役会から授権を受けた代表取締役が別途定める算定基準をもとに決定し、当社経営諮問委員会が原案と決定方針との整合性を踏まえた多角的な検討、評議を反

映して当社の定める一定の基準に従い決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

イ. 当社取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第30期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額400百万円以内、監査役の報酬額を年額30百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役の員数は3名であります。

ロ. 当社取締役(社外取締役を除く)の株式報酬として、2016年6月24日開催の第40期定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で株式給付信託(BBT)の導入が決議されております。その報酬額は5事業年度で382百万円であります。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は7名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月24日開催の取締役会にて代表取締役会長三本守に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬、各取締役の業績を踏まえた業績連動報酬及び株式給付信託(BBT)に対する評価配分であります。権限を委任した理由については、当社グループ全体の業績に対する取締役の役割や功績を俯瞰する同氏が、各取締役の評価を行うには最も適しているからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる役員 の員数 (名) |
|-------------------|-----------------|------------------|--------|---------------|--------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬 | 業績連動型 株式報酬 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 311 | 232 | 56 | 22 | 7 |
| 監査役 (社外監査役を除く) | 10 | 10 | — | — | 1 |
| 社外取締役 | 11 | 11 | — | — | 2 |
| 社外監査役 | 11 | 11 | — | — | 2 |

(注) 取締役の業績連動型株式報酬の欄は役員株式給付引当金繰入額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

| 区分 | 氏名 | 兼職先会社名 | 兼職の内容 | 関係 |
|-----|------|-------------------|-------|--|
| 取締役 | 横井直人 | ニチバン(株) | 監査役 | 特別の利害関係はありません。 |
| | | (株)ジェイエシーリクルートメント | 監査役 | // |
| 取締役 | 梅田明彦 | 青木あすなる建設(株) | 取締役 | 当社と青木あすなる建設(株)との間に産業廃棄物処理契約等の取引がありますが、その取引額は僅少であります。 |
| 監査役 | 石井友二 | 監査法人ブレインワーク | 代表社員 | 特別の利害関係はありません。 |
| | | ホワイトボックス(株) | 代表取締役 | // |
| 監査役 | 杉野翔子 | 木徳神糧(株) | 監査役 | // |
| | | 青木信用金庫 | 員外監事 | // |
| | | 日本証券金融(株) | 取締役 | // |
| | | (株)MDI | 監査役 | // |

② 社外役員の主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-----|------|---|
| 取締役 | 横井直人 | 当事業年度開催の取締役会17回中17回全てに出席し、公認会計士として培った知識・経験に基づき、独立的立場から当社経営における課題やリスクに対する、助言・提言等、積極的な発言を行っております。 |
| 取締役 | 梅田明彦 | 当事業年度開催の取締役会17回中17回全てに出席し、長年にわたる企業での経営者としての豊富な経験・見識に基づき、独立的立場から当社経営における課題やリスクに対する、助言・提言等、積極的な発言を行っております。 |
| 監査役 | 石井友二 | 当事業年度開催の取締役会17回中17回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回中13回に出席しております。公認会計士として培った知識・経験に基づき、当社経営における課題やリスクを踏まえ、取締役の職務執行状況の監査を行っております。また、取締役会における審議が合理的かつ適正な判断の下、意思決定が行われるための助言・提言を行っております。 |
| 監査役 | 杉野翔子 | 当事業年度開催の取締役会17回中17回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回中13回に出席しております。弁護士として豊富な経験・見識に基づき、当社経営における課題やリスクを踏まえ、取締役の職務執行状況の監査を行っております。また、取締役会における審議が合理的かつ適正な判断の下、意思決定が行われるための助言・提言を行っております。 |

ロ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社2名の社外取締役においては、代表取締役会長、代表取締役社長及び社外監査役2名を含めた当社任意の経営諮問委員会の委員となり、社外役員が持ち回りで委員長を務め、取締役等経営陣の指名、報酬の他、経営に関する重要事項について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

③ 社外役員の独立性基準

当社は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者（※1）（過去10年間に於いて本項に該当していた者を含む）
 2. 当社グループを主要な取引先とする者（※2）又はその業務執行者（過去3年間に於いて本項に該当していた者を含む）
 3. 当社グループの主要な取引先（※3）又はその業務執行者（過去3年間に於いて本項に該当していた者を含む）
 4. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者（過去5年間に於いて本項に該当していた者を含む）
 5. 現在、当社又はその子会社の会計監査人又は会計監査人の社員である者、又は最近3年間に於いて、当社又はその子会社の監査業務を担当していた社員
 6. 当社グループから多額（※4）の金銭その他財産を得ている専門的サービス提供者<弁護士、会計士、税理士、司法書士等>（過去3年間に於いて本項に該当していた者を含む）
 7. 当社グループから多額の寄付（※5）を受けている者（過去3年間に於いて本項に該当していた者を含む）
 8. 社外役員の相互就任関係（※6）となる他の会社の業務執行者
 9. 近親者（※7）が、上記1から8までのいずれか（5及び6を除き、重要な者（※8）に限る）に該当する者
- ※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他の使用人をいう。
※2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対し製品又はサービスを提供している取引先グループであって、その年間取引金額が相手方の連結売上高の2%又は1億円のいずれか高い方の額を超える者をいう。
※3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、その年間取引金額が当社グループの連結売上高の2%又は1億円のいずれか高い方の額を超える者をいう。
※4 多額とは、当該専門家が当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）が年間100万円を超える場合をいう。
※5 多額の寄付とは、当社グループから年間100万円を超える寄付をいう。
※6 相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
※7 近親者とは、配偶者及び2親等以内の親族をいう。
※8 重要な者とは、取締役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる業務執行者。

- ④ 子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 62百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 64百万円 |

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき賠償責任を限定する契約を締結しており、会計監査人に悪意又は重過失があった場合を除き、報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た金額をもって損害賠償責任の限度としております。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、職務権限規程、経営理念及び取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
 - ロ. 代表取締役は、取締役会規程に従い定期的に、または必要に応じて臨時に会議を招集し、業務執行の状況を取締役に報告しております。
 - ハ. 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役監査基準及び監査役会規程に従い、取締役の業務執行の監査を実施しております。監査の実施に関しては、必要に応じて事業監査部及び会計監査人と連携を図る体制となっております。
 - ニ. 会社、役員及び従業員が法令・定款及び企業倫理の遵守に努めるため、リスク管理基本規程及びコンプライアンス規程を定め、企業活動の原点として周知徹底を図るものとしております。
 - ホ. コンプライアンス・ヘルプライン規程を定め、相談・通報体制として人事部内に通報・相談窓口を設けるとともに、会社が契約する社外弁護士および監査役に相談・通報できる体制を整えております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 文書管理規程及び内部情報管理規程に基づき、以下の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに適切に保存及び管理（廃棄を含む）を行う体制となっております。
 - a. 株主総会議事録と関連資料
 - b. 取締役会議事録と関連資料
 - c. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
 - d. 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
 - e. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
 - ロ. 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる体制となっております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理基本規程及びコンプライアンス規程に基づき、リスク管理委員会とその下部組織としてのコンプライアンス委員会を設置し、市場環境、経済環境の変動等による財務リスク、法令・規程違反によるコンプライアンスリスクなど事業活動に係るリスクの把握とこれに対する適切な対応を図るものとしております。
 - ロ. 市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品・サービスの質、安全等様々な事業運営上のリスクについての統括部署として、CSR推進部を設置しております。
 - ハ. 地震等の自然災害や不測の事故による損失の発生に備えるため、事業継続計画及び危機管理規程を制定し、緊急事態発生時の対応法を社内に定めております。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに代表取締役を対策本部長とする対策本部を設置する等、被害回避及び被害拡大の防止に努めております。
- 二. 個人情報管理規程に基づき、個人情報漏洩による損失の発生防止を図っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 業務の運営については、年度経営方針を立案し、全社的な目標を設定しております。また、執行役員会を原則月1回開催し、各部より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させる体制となっております。
- ロ. 取締役会を定期的開催し、また必要に応じて臨時の会議を招集し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う体制となっております。
- ハ. 組織および分掌規程及び職務権限規程により、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

⑤ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 倫理規範として「資源循環型社会への貢献を目指す」という経営理念を定め、法令・定款・社内規程等の遵守につき、使用人の行動基準を明確にしております。
- ロ. 使用人に対する教育、研修を定期的に行うことにより、上記の周知徹底を図る体制となっております。
- ハ. 使用人が、法令、定款、社内規則あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知ったときに直接通報を行う手段として、コンプライアンス・ヘルプライン規程を定め、相談・通報窓口を人事部、監査役、社外の弁護士として設置・運営しております。この場合、公益通報者保護法の定めるところに従い、通報者に不利益がないことを確保しております。

- 二. 内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性等につき、事業監査部は定期的に内部監査を実施し、代表取締役及び監査役に対し、その結果を報告しております。また、事業監査部は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施しております。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. タケエイグループ企業行動規範及び関係会社管理規程に基づいてグループ会社を管理する体制となっております。また、グループ会社の業務の状況は、定期的に当社の取締役会に報告する体制となっております。
- ロ. 当社の取締役・監査役とグループ会社の代表をメンバーとする連絡会議を定期的に開催し、業務の状況に加え重要事項等についてグループ会社から報告させ、グループ運営の適正化に努めております。
- ハ. グループ会社を当社の事業監査部による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役及び監査役に報告する体制となっております。
- 二. 監査役は、グループ会社の監査役と定期的にグループ監査役会を開催し、監査の充実強化を図っております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 必要に応じて、監査役を補助する使用人を置くこととし、監査役と協議のうえ、専任または兼任の従業員を監査役スタッフとして配置することとしております。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助する使用人を選定した場合、その使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役または監査役会に帰属するものとし、当該使用人の人事評価・異動・懲戒については、事前に監査役会と協議する体制となっております。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、監査役監査基準の定めるところに従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる体制となっております。
- ロ. 監査役は、重要な議事録、稟議書等の業務執行に関わる書類等の閲覧を行い、必要に応じ取締役、使用人に説明を求めることができる体制となっております。

- ハ. 当社及び子会社の取締役または使用人は、当社及びグループ各社の業務・業績に与える重要な事項について監査役に報告するとともに、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及びグループ各社に損害を及ぼす事態が生じた場合には、遅滞なく報告しております。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、説明を求めることができる体制となっております。
- 二. なお、上記報告をしたものに対し、コンプライアンス・ヘルプライン規程に準じて保護と秘密保持に最大限の配慮を行い、不利な取り扱いを受けないことを確保しております。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行の為、生ずる費用について、当社に対し、前払い又は債務の処理を請求した時は、担当部署で審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する体制となっております。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役、会計監査人及び事業監査部は、監査の実施にあたり連携強化を図る体制となっております。
- ロ. 監査役（会）は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に会議を開催し、意見を交換する体制となっております。
- ハ. 監査役会は監査の実施にあたり、弁護士、会計士、その他の外部の専門家を活用する体制となっております。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

- ① 内部統制システム全般
- イ. 経営会議、取締役会、執行役員会を月に1回以上開催し、当社グループ全体に関わる経営方針や重要な意思決定について、法令及び定款等、業務の適正性の審議、意見交換を行いました。
- ロ. 2か月に1回当社グループ全体の業務推進会議を行い重要な業務執行に関わる事項等の情報共有を行いました。
- ハ. 事業監査部による監査計画に基づき、当社グループ全体における内部監査を実施し、3か月に1回取締役会で監査結果の報告を行いました。

② コンプライアンス

コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、法令順守体制の強化及び、当社グループ内のリスク早期発見に努めました。

③ リスク管理

リスク管理基本規程に基づき取締役会直属のリスク管理委員会を設置し、定期的に委員会を開催し、リスク管理取組全体の方針・方向性の検討、協議・承認を行っております。

④ 子会社経営管理体制

子会社の経営管理体制強化の観点から、経営企画部が子会社からの承認申請や報告を事前に受け、重要事項の迅速な意思決定を行う体制を整えて運用しております。

⑤ 取締役会の実効性の補強

取締役会の任意の諮問機関として経営諮問委員会を設置し、取締役会の実効性の補強を行っております。経営諮問委員会は社外取締役、社外監査役、代表取締役で構成し、過半数を社外役員とすることにより経営に関する以下の重要な事項に関し社外役員の適切な関与と助言を受け、コーポレートガバナンス体制の充実を図っております。

イ. 取締役候補者の選任について

ロ. 役員報酬（業績加算給）の評価、株式給付信託（BBT）におけるポイント付与数について

ハ. 取締役会の実効性評価について

ニ. その他、取締役会に付託された事項について

⑥ 取締役の職務執行

当社の取締役会規程により定時取締役会を3か月に1回以上と定めておりますが、当事業年度は17回取締役会を開催しました。取締役会における重要な決議事項、報告案件については各取締役及び監査役が活発な意見交換を行い審議しております。また、社外取締役2名、社外監査役2名が豊富な知識と経験に基づき、独立的、客観的立場から取締役会に対する助言・提言、監視・監督を行っております。

⑦ 監査役の監査体制

当社の監査役は、常勤監査役1名及び社外監査役2名の3名体制であり、当事業年度における監査役会は13回開催され、情報交換いたしました。さらに、監査役全員が取締役会へ出席、常勤監査役においては執行役員会、業務推進会議等の重要会議へ出席し当社グループの業務執行状況を確認し、必要に応じて意見を述べるとともに、稟議書等の重要書類

を定期的に閲覧し、内部統制の運用状況についての確認等、より健全な経営体制と効率的な運用を実施するための助言を行いました。また、監査の実効性を確保するため、代表取締役、各取締役と情報交換を行うほか、会計監査人及び監査部門と適切な連携を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 22,388 | 流動負債 | 18,173 |
| 現金及び預金 | 10,746 | 買掛金 | 1,924 |
| 受取手形及び売掛金 | 6,446 | 短期借入金 | 5,974 |
| 商品及び製品 | 37 | 1年内償還予定の社債 | 596 |
| 仕掛品 | 819 | 1年内返済予定の長期借入金 | 5,082 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,216 | リース債務 | 28 |
| 未収入金 | 2,706 | 未払金 | 1,155 |
| その他 | 417 | 未払費用 | 729 |
| 貸倒引当金 | △2 | 未払法人税等 | 971 |
| 固定資産 | 64,306 | 機械式立体駐車場関連損失引当金 | 13 |
| 有形固定資産 | 57,682 | 災害損失引当金 | 2 |
| 建物及び構築物 | 13,001 | 修繕引当金 | 55 |
| 機械装置及び運搬具 | 14,986 | 製品保証引当金 | 70 |
| 工具、器具及び備品 | 287 | その他 | 1,567 |
| 最終処分場 | 4,027 | 固定負債 | 35,128 |
| 土地 | 18,416 | 社債 | 4,225 |
| リース資産 | 138 | 長期借入金 | 27,733 |
| 建設仮勘定 | 6,823 | リース債務 | 128 |
| 無形固定資産 | 3,929 | 繰延税金負債 | 645 |
| のれん | 3,339 | 役員株式給付引当金 | 127 |
| その他 | 589 | 修繕引当金 | 254 |
| 投資その他の資産 | 2,695 | 退職給付に係る負債 | 390 |
| 投資有価証券 | 286 | 資産除去債務 | 1,475 |
| 退職給付に係る資産 | 152 | その他 | 147 |
| 繰延税金資産 | 454 | 負債合計 | 53,301 |
| 差入保証金 | 331 | (純資産の部) | |
| その他 | 1,613 | 株主資本 | 33,054 |
| 貸倒引当金 | △142 | 資本金 | 8,489 |
| 繰延資産 | 1,111 | 資本剰余金 | 9,049 |
| 開業費 | 1,111 | 利益剰余金 | 16,371 |
| | | 自己株式 | △856 |
| | | その他の包括利益累計額 | 2 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 32 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △30 |
| | | 非支配株主持分 | 1,448 |
| 資産合計 | 87,806 | 純資産合計 | 34,505 |
| | | 負債純資産合計 | 87,806 |

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------------|-------|--------|
| 売上高 | | 42,062 |
| 売上原価 | | 32,105 |
| 売上総利益 | | 9,957 |
| 販売費及び一般管理費 | | 5,890 |
| 営業利益 | | 4,067 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 0 | |
| 受取配当金 | 6 | |
| 受取賃貸料 | 18 | |
| 持分法による投資利益 | 26 | |
| 債務取崩益 | 1 | |
| 助成金収入 | 29 | |
| 補助金収入 | 27 | |
| 受取保険金 | 24 | |
| 雑収入 | 51 | |
| 営業外費用 | | 186 |
| 支払利息 | 211 | |
| 社債利息 | 11 | |
| 開業費償却 | 51 | |
| 支払手数料 | 29 | |
| 雑損失 | 55 | |
| 経常利益 | | 3,893 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 39 | |
| 投資有価証券売却益 | 82 | |
| 国庫補助金 | 3,620 | |
| 機械式立体駐車場関連損失引当金戻入益 | 218 | |
| 特別損失 | | 3,960 |
| 固定資産売却損 | 4 | |
| 減損損失 | 136 | |
| 投資有価証券売却損 | 0 | |
| 固定資産圧縮損 | 3,586 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 58 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 3,786 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,283 | |
| 法人税等調整額 | 303 | |
| 当期純利益 | | 2,481 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 209 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 2,272 |

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|---------|-------|--------|--------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 6,640 | 7,186 | 14,785 | △1,297 | 27,315 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 1,848 | 1,848 | | | 3,697 |
| 剰余金の配当 | | | △651 | | △651 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 2,272 | | 2,272 |
| 連結範囲の変動 | | | △34 | | △34 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | 13 | | 441 | 454 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 1,848 | 1,862 | 1,586 | 441 | 5,739 |
| 当 期 末 残 高 | 8,489 | 9,049 | 16,371 | △856 | 33,054 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------------|------------------|------------------|-----------------------|---------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 退職給付に係る調 整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 77 | △32 | 44 | 910 | 28,270 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | 3,697 |
| 剰余金の配当 | | | | | △651 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | 2,272 |
| 連結範囲の変動 | | | | | △34 |
| 自己株式の取得 | | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | 454 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | △44 | 2 | △42 | 537 | 495 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △44 | 2 | △42 | 537 | 6,234 |
| 当 期 末 残 高 | 32 | △30 | 2 | 1,448 | 34,505 |

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 31社

主要な連結子会社の名称

株式会社北陸環境サービス、株式会社ギプロ、富士車輛株式会社、市原グリーン電力株式会社

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社T & Hエコみらい、株式会社タケエイ林業、株式会社ふくしま未来パワー、株式会社T E C武隈を連結の範囲に含めております。

当連結会計年度より、新たに株式を取得した市原グリーン電力株式会社を連結の範囲に含めております。

前連結会計年度まで非連結子会社であった株式会社津軽エネベジは重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社横須賀バイオマスエナジーは、当連結会計年度に株式会社タケエイグリーンリサイクルを存続会社とする合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社の名称

持分法適用会社の数 4社

主要な持分法適用会社の名称

株式会社グリーンアローズホールディングス、株式会社V・Tエナジーマネジメント、循環資源株式会社

当連結会計年度より、新たに株式を取得した循環資源株式会社を持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の四半期決算を基にした仮決算により作成した財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法
 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却
 原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品……………総平均法または個別法による原価法
 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿
 価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品……………先入先出法または総平均法による原価法
 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿
 価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により、最終処分場については埋立割合に基づいて費用処理しております。なお、耐用年数については、次のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 2年～60年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2年～22年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～20年 |

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

のれんについては、10年～20年で均等償却を行っており、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛債権、その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

製品保証引当金

製品販売後に発生する製品保証費用に備えるため、過去の実績率に基づき、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

修繕引当金

発電設備の将来の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

役員株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

機械式立体駐車場関連損失引当金

過年度までに製造販売した機械式立体駐車場の不備・不具合に対応するための補修に係る費用見込額に基づき計上しております。

災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、その見積額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上してあります。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

繰延資産の処理方法

開業費

開業後5年で均等償却を行っております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

固定資産の減損

株式会社タケエイグリーンリサイクルの横須賀工場に関する減損会計適用対象固定資産
連結貸借対照表計上額4,384百万円

当社グループは、減損の兆候があると認められた場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しています。判定の結果、減損損失の測定が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上しています。

当連結会計年度において、株式会社タケエイグリーンリサイクルの横須賀工場の固定資産について判定を行った結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎として使用する同社の中期事業計画は合理的に策定していますが、横須賀工場における廃棄物搬入量やバイオマス発電設備の稼働の見込みを主要な仮定としており、これらの前提条件の変動により、翌連結会計年度の連結計算書類における固定資産の評価において、重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産の金額

| | |
|-------------|-----------|
| 建物及び構築物 | 3,527百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 1百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 0百万円 |
| 土地 | 9,834百万円 |
| 投資その他の資産その他 | 100百万円 |
| 合計 | 13,463百万円 |

担保に係る債務の金額

| | |
|---------------|-----------|
| 短期借入金 | 2,400百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 2,775百万円 |
| 長期借入金 | 15,830百万円 |
| その他 | 1百万円 |
| 合計 | 21,006百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額

40,323百万円

3. 国庫補助金の圧縮累計額

| | |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物 | 1,695百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 2,526百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 1百万円 |
| 土地 | 21百万円 |
| 合計 | 4,244百万円 |

4. 最終処分場

最終処分場勘定については、廃棄物の最終処分を行う目的で取得した土地代金、当該土地取得に要した費用、建設費用及び資産除去費用を計上しております。また当該勘定科目は、廃棄物の埋立量により償却処理を行っております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首 株式数 (千株) | 当連結会計年度 増加株式数 (千株) | 当連結会計年度 減少株式数 (千株) | 当連結会計年度末 株式数 (千株) |
|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 24,552 | 4,064 | — | 28,616 |
| 合計 | 24,552 | 4,064 | — | 28,616 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 1,499 | 0 | 500 | 999 |
| 合計 | 1,499 | 0 | 500 | 999 |

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式 (普通株式) には、株式給付信託 (B B T) が保有する当社株式が期首266千株、期末266千株含まれております。
2. 発行済株式 (普通株式) 4,064千株の増加は、公募及び第三者割当による新株式の発行による増加であります。
3. 自己株式 (普通株式) 0千株の増加は、市場買付による増加であります。
4. 自己株式 (普通株式) 500千株の減少は、公募による自己株式の処分を行ったことによる減少であります。

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決 議 | 株式の 種 類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|------------|-----------------|------------------|----------------|----------------|
| 2020年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 233 | 10.00 | 2020年 3月31日 | 2020年 6月25日 |
| 2020年10月30日 取締役会 | 普通株式 | 418 | 15.00 | 2020年 9月30日 | 2020年 12月3日 |

- (注) 1. 2020年6月24日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式給付信託 (B B T) が保有する当社株式266千株に対する配当金2百万円が含まれております。
2. 2020年10月30日取締役会の決議による配当金の総額には、株式給付信託 (B B T) が保有する当社株式266千株に対する配当金3百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議 | 株式の 種 類 | 配当金 の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|------------|---------------------|-------|------------------|----------------|----------------|
| 2021年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 418 | 利益剰余金 | 15.00 | 2021年 3月31日 | 2021年 6月24日 |

- (注) 配当金の総額には、株式給付信託 (B B T) が保有する当社株式266千株に対する配当金3百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金の運用については、原則として短期的な預金等の安全性の高い金融商品に限定し、投機目的の運用は行わない方針であります。また資金調達については、営業活動による現金収入の充当を基本とし、年度の必要資金を金融機関からの借入とすることを方針としておりますが、多額の資金を要する設備投資などの案件については資金需要が発生した時点で市場の状況等を勘案の上、銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金には、顧客の信用リスクが存在しております。当該リスクについては、当社グループでは、与信管理関連の規定に従い、外部の信用調査機関の活用等により顧客ごとに格付けを行い、与信枠を設定するとともに顧客ごとの回収期日管理及び債権残高管理と合わせて顧客の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握等によるリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金にかかる資金調達であり、社債、長期借入金及びリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうちの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払リスクの固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、リスク回避目的での運用であり、社内規程に従って行っております。また、デリバティブを活用する際には信用リスク軽減のため既存の取引金融機関のみと行っております。

また、営業債務や有利子負債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、連結各社単位で資金繰り計画を作成し、適時に更新することにより、当該リスクを管理するとともに、金融機関とコミットメントライン契約や当座貸越契約を締結し、利用可能枠を確保することで当該リスクに対応しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|-----------------------------|-------------------|----------|------|
| (1) 現金及び預金 | 10,746 | 10,746 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 6,446 | 6,446 | — |
| (3) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 98 | 98 | — |
| (4) 買掛金 | (1,924) | (1,924) | — |
| (5) 短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除く） | (5,974) | (5,974) | — |
| (6) 未払金 | (1,155) | (1,155) | — |
| (7) 未払法人税等 | (971) | (971) | — |
| (8) 社債（1年内償還予定の社債を含む） | (4,821) | (4,738) | △82 |
| (9) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） | (32,815) | (32,574) | △240 |
| (10) リース債務 | (157) | (157) | 0 |
| (11) デリバティブ取引 | — | — | — |

* 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金、並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債、(9) 長期借入金、並びに (10) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の社債の発行、借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記 (11) 参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されるデリバティブ取引

金利関連（時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。）

（単位：百万円）

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | ヘッジ対象 | 契約額 | | 時価 | 当該時価の算定方法 |
|-------------|--------------|-------|-------|-------|-----|-----------|
| | | | | うち1年超 | | |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引 | 長期借入金 | 1,372 | 1,135 | (※) | |

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 188 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 1,196円98銭
- 1 株当たり当期純利益 89円07銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

| | |
|------------------------|-----------|
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,272 百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | － 百万円 |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,272 百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 25,510 千株 |

- (注) 1. 1 株当たり純資産額の算定において株式給付信託（ＢＢＴ）が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。なお、株式給付信託（ＢＢＴ）が所有する期末自己株式数は266千株であります。
2. 1 株当たり当期純利益の算定において、株式給付信託（ＢＢＴ）が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。なお、株式給付信託（ＢＢＴ）が所有する期中平均株式数は266千株であります。

(企業結合に関する注記)

1. 取得による企業結合

当社は、2020年4月30日に市原グリーン電力株式会社及び循環資源株式会社の株式を以下のとおり取得し、子会社化及び関連会社化しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称

市原グリーン電力株式会社

循環資源株式会社

事業の内容

市原グリーン電力株式会社 電力供給業

循環資源株式会社 発電燃料の貯蔵・販売

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは「資源循環型社会への貢献を目指す」を経営理念とし、事業領域の拡大及び多角化を推進することで、廃棄物の再資源化と環境負荷の低減を実現する総合環境企業を目指しております。特に、木質バイオマス発電を中核とする再生可能エネルギー事業の更なる拡充について、数年来検討を重ねてまいりました。

市原グリーン電力株式会社は2004年の設立以降、千葉県市原市において建設現場より排出された廃木材を原料とする木チップを主燃料とし、工場などから排出された紙や廃プラスチックを加工したRPF（固形燃料）も一部燃料としてボイラーで燃焼する、首都圏最大級の発電出力49,900kwを誇る木質バイオマス発電事業者です。一方、循環資源株式会社は市原グリーン電力株式会社に対して、燃料となる木チップ及びRPFの保管及びタイムリーな供給を行うことを目的に2004年に設立され、両社は相互補完関係にあります。

市原グリーン電力株式会社の子会社化及び循環資源株式会社の関連会社化は、再生可能エネルギー事業を新たな収益の柱と位置付けている当社グループにとって、安定した燃料供給体制に基づいた長期稼働実績のある大型発電所が取得出来ることとなり、計数面での効果（発電事業ラインアップ充実によるセグメント業績の向上）に加え、非計数的な効果（ノウハウの蓄積、技術力の向上）も見込めると認識しております。

③ 企業結合日

市原グリーン電力株式会社 2020年4月30日

(2020年6月30日をみなし取得日といたします。)

循環資源株式会社 2020年4月30日

(2020年6月30日をみなし取得日といたします。)

④ 企業結合の法的形式

市原グリーン電力株式会社 現金を対価とする株式取得
 循環資源株式会社 現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

市原グリーン電力株式会社 変更ありません。
 循環資源株式会社 変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

市原グリーン電力株式会社 85.1% (子会社)
 循環資源株式会社 30.0% (関連会社)

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

市原グリーン電力株式会社 当社が現金を対価として株式を取得したためであります。
 循環資源株式会社 当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年7月1日から2021年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

市原グリーン電力株式会社

| | | |
|-------|----|----------|
| 取得の対価 | 現金 | 5,191百万円 |
| 取得原価 | | 5,191百万円 |

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー報酬等36百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

市原グリーン電力株式会社 3,415百万円

② 発生原因

主として市原グリーン電力株式会社が、再生可能エネルギー事業を展開することで期待される超過収益力によるものであります。

③ 償却方法及び償却期間

市原グリーン電力株式会社 10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | | |
|--------------|------|----------|
| 市原グリーン電力株式会社 | 流動資産 | 832百万円 |
| | 固定資産 | 3,728百万円 |
| | 資産合計 | 4,561百万円 |
| | 流動負債 | 1,894百万円 |
| | 固定負債 | 555百万円 |
| | 負債合計 | 2,450百万円 |

2. 当社とリバーホールディングス株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合について

（追加情報）

当社とリバーホールディングス株式会社（以下「リバーホールディングス」といい、当社とリバーホールディングスを総称して「両社」といいます。）は、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うこと（以下「本経営統合」といいます。）について、基本的な合意に達し、2021年3月18日開催の両社の取締役会において、経営統合に関する基本合意書を締結することを決議し、同日、両社間で締結いたしました。

また、両社は、2021年5月14日に開催した両社の取締役会における決議に基づき、同日、両社間で統合契約書を締結し、共同して株式移転計画を作成いたしました。

（1）本株式移転による経営統合の目的

① 経営統合の経緯・目的

近年、地球温暖化、廃プラスチック問題等により、地球環境は深刻な影響を受けております。また、昨年から続いている爆発的な新型コロナウイルス感染症拡大は、人々のライフスタイル、企業を取り巻く経営環境へも大きな影響を与えております。

こうした状況下にあつて、両社は、第一に、地球環境を保全するという経営理念が同じであること、第二に、地球規模のCO₂排出削減や廃プラスチックのリサイクル等の技術的対応については、必要となる大規模投資や研究開発を個社毎で実施するよりも、二社共同で経営資源を投じることが効率的であると判断したこと、第三に、リサイクル事業の深化やエネルギー事業の推進について、相手方の経営資源を自社で活かす相乗効果が十二分にあることを理由に、本経営統合に合意いたしました。

本経営統合は、ワンストップでサービスやエネルギーを提供する「総合環境企業」を目指すための出発点としての統合であり、両社は、株主様・お客様・従業員はもちろん、近隣住民・地域社会や行政機関、金融機関など全てのステークホルダーとのバランスの取れた関係を一層強化しつつ、ESG投資の観点からも機関投資家・個人投資家の皆様より評価をいただきながら企業価値最大化を実現していけるとの結論に至りました。

② 本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容

イ. 株式移転の方法

両社を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

ロ. 本株式移転に係る割当ての内容

| | タケエイ | リバーホールディングス |
|--------|------|-------------|
| 株式移転比率 | 1.24 | 1 |

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

タケエイの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1.24株を、リバーホールディングスの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社の単元株式数は100株といたします。

(注3) 共同持株会社が交付する新株式数（予定） 普通株式：52,610,712株

タケエイの発行済株式総数28,616,300株（2020年12月末時点）、リバーホールディングスの発行済株式総数17,126,500株（2020年12月末時点）を前提として算出しております。

(注4) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の株式（以下「単元未満株式」）の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。

また、共同持株会社の定款において、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能であります。

③ 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社及びリバーホールディングスは、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しておりません。

(2) 本株式移転の日程

| | |
|--------------------------------|----------------|
| 経営統合に関する基本合意書承認取締役会（両社） | 2021年3月18日 |
| 経営統合に関する基本合意書締結（両社） | 2021年3月18日 |
| 統合契約書及び株式移転計画並びに新会社名承認取締役会（両社） | 2021年5月14日 |
| 統合契約書締結及び株式移転計画作成（両社） | 2021年5月14日 |
| 株式移転計画承認臨時株主総会（タケエイ） | 2021年6月23日（予定） |
| 株式移転計画承認臨時株主総会（リバーホールディングス） | 2021年6月30日（予定） |
| 東京証券取引所上場廃止日（両社） | 2021年9月29日（予定） |
| 統合予定日（共同持株会社設立登記日） | 2021年10月1日（予定） |
| 共同持株会社株式上場日 | 2021年10月1日（予定） |

（注）2021年6月23日以降の日程は予定であり、本件経営統合の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、合意によりこれを変更する場合があります。また、今後、本経営統合に係る手續及び協議を進める中で、公正取引委員会等関係当局への届出、又はその他の理由により本経営統合の推進が遅延する事由又は推進が困難となる事由が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(3) 本株式移転の当事会社の概要（2021年3月末時点）

| | | |
|-----------|----------------------|-------------------------------|
| 名称 | 株式会社タケエイ | リバーホールディングス株式会社 |
| 所在地 | 東京都港区芝公園二丁目4番1号A-10階 | 東京都千代田区大手町一丁目7番2号 東京サンケイビル15階 |
| 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 阿部 光男 | 代表取締役社長執行役員 松岡 直人 |
| 事業内容 | 廃棄物処理・リサイクル | 資源リサイクル |
| 資本金 | 8,489百万円 | 1,715百万円 |
| 設立年月日 | 1977年3月7日 | 2007年7月2日 |
| 発行済株式数 | 28,616,300株 | 17,126,500株 |
| 決算期 | 3月31日 | 6月30日 |

(4) 本株式移転により新たに設立する会社

| | |
|--------|--|
| 商号 | TREホールディングス株式会社 (TRE HOLDINGS CORPORATION) |
| 本店所在地 | 東京都千代田区大手町一丁目7番2号 東京サンケイビル15階 |
| 取締役の氏名 | 代表取締役会長：松岡 直人 代表取締役社長：阿部 光男 取締役：鈴木 孝雄 取締役：三本 守 取締役（監査等委員）：石井 友二 取締役（監査等委員）：大村 扶美枝 取締役（監査等委員）：末松 広行 |
| 資本金 | 100億円 |
| 決算期 | 3月31日 |

(注) 商号のTREホールディングス株式会社の新社名由来は、「私達は、地球環境の保全(Earth, Ecology) のために、新たな技術開発(Technology)、リサイクル深化(Recycling)、エネルギー事業推進(Renewable Energy)に挑戦する(Try)」のキーワードの頭文字を取りました。

(5) 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における「取得」に該当し、パーチェス法が適用されることが見込まれております。パーチェス法の適用に伴い、共同持株会社の連結決算においてのれん（又は負ののれん）が発生する見込みですが、金額に関しては現時点では確定しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

当社とリバーホールディングス株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合について

「連結注記表」（企業結合に関する注記）に記載のとおりであります。

(株)タケエイ 計算書類

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------|---------------|------------------|---------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流動資産 | 8,728 | 流動負債 | 14,630 |
| 現金及び預金 | 3,813 | 買掛金 | 787 |
| 受取手形 | 134 | 短期借入金 | 6,750 |
| 売掛金 | 3,366 | 1年内償還予定の社債 | 596 |
| 仕掛品 | 13 | 1年内返済予定の長期借入金 | 4,762 |
| 原材料及び貯蔵品 | 20 | リース債 | 0 |
| 前払費用 | 223 | 未払払費 | 605 |
| 前払短期貸付金 | 1 | 未払法人税等 | 337 |
| 未収金の他 | 217 | 未払消費税等 | 526 |
| 貸倒引当金 | 751 | 前受り金 | 130 |
| | 159 | 災害損失引当金 | 104 |
| | 26 | | 27 |
| | △0 | | 2 |
| 固定資産 | 61,770 | 固定負債 | 29,892 |
| 有形固定資産 | 22,847 | 社債 | 4,225 |
| 建物 | 5,122 | 長期借入金 | 25,298 |
| 構築物 | 249 | リース債 | 0 |
| 機械及び装置 | 2,098 | 役員株式給付引当金 | 127 |
| 車両運搬具 | 560 | 退職給付引当金 | 67 |
| 工具、器具及び備品 | 105 | 資産除去債 | 145 |
| 最終処分場 | 788 | その他の | 27 |
| 土地 | 13,345 | 負債合計 | 44,523 |
| リース資産 | 1 | (純資産の部) | |
| 建設仮勘定 | 576 | 株主資本 | 25,943 |
| 無形固定資産 | 275 | 資本金 | 8,489 |
| ソフトウェア | 81 | 資本剰余金 | 9,027 |
| その他の資産 | 193 | 資本準備金 | 8,431 |
| 投資その他の資産 | 38,647 | その他資本剰余金 | 595 |
| 投資有価証券 | 152 | 利益剰余金 | 9,282 |
| 関係会社株 | 11,297 | 利益準備金 | 1 |
| 関係会社長期貸付金 | 0 | その他利益剰余金 | 9,281 |
| 破産更生債権等 | 25,751 | 特定災害防止準備金 | 53 |
| 長期前払費用 | 22 | 別途積立金 | 500 |
| 前払年金費用 | 68 | 繰越利益剰余金 | 8,727 |
| 繰延税金資産 | 187 | 自己株式 | △856 |
| 投資不動産 | 57 | 評価・換算差額等 | 33 |
| 貸倒引当金 | 1,304 | その他有価証券評価差額金 | 33 |
| | 558 | 純資産合計 | 25,976 |
| | △752 | 負債純資産合計 | 70,499 |
| 資 産 合 計 | 70,499 | | |

損益計算書(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|-----|--------|
| 売上高 | | 18,043 |
| 売上原価 | | 13,082 |
| 売上総利益 | | 4,960 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,905 |
| 営業利益 | | 2,054 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 151 | |
| 受取配当金 | 201 | |
| 受取賃貸料 | 109 | |
| 業務受託料 | 27 | |
| 受取保険金 | 11 | |
| 債務取崩益 | 1 | |
| 雑収入 | 29 | |
| | | 532 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 189 | |
| 社債利息 | 11 | |
| 株式交付費 | 28 | |
| 賃貸費用 | 52 | |
| 支払手数料 | 29 | |
| 雑損失 | 16 | |
| | | 327 |
| 経常利益 | | 2,259 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 15 | |
| 投資有価証券売却益 | 82 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 12 | |
| | | 109 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 2 | |
| 減損損失 | 14 | |
| 関係会社株式評価損 | 0 | |
| | | 17 |
| 税引前当期純利益 | | 2,351 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 702 | |
| 法人税等調整額 | △2 | |
| 当期純利益 | | 1,651 |

(株)タケエイ 計算書類

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|-------------------|-----------------|---------------|-------|---------|--------|---------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | 自 己 株 式 | 株主資本合計 | |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | | | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| | | | | | 特 定 災 害 防 止 準 備 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 6,640 | 6,583 | 581 | 7,164 | 1 | 52 | 500 | 7,728 | 8,282 | △1,297 | 20,790 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 1,848 | 1,848 | | 1,848 | | | | | | | 3,697 |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △651 | △651 | | △651 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 1,651 | 1,651 | | 1,651 |
| 特定災害防止準備金の積立 | | | | | | 1 | | △1 | － | | － |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | | 13 | 13 | | | | | | 441 | 454 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | 1,848 | 1,848 | 13 | 1,862 | － | 1 | － | 999 | 1,000 | 441 | 5,153 |
| 当 期 末 残 高 | 8,489 | 8,431 | 595 | 9,027 | 1 | 53 | 500 | 8,727 | 9,282 | △856 | 25,943 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | 78 | 78 | 20,868 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 新株の発行 | | | 3,697 |
| 剰余金の配当 | | | △651 |
| 当期純利益 | | | 1,651 |
| 特定災害防止準備金の積立 | | | － |
| 自己株式の取得 | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | 454 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △45 | △45 | △45 |
| 事業年度中の変動額合計 | △45 | △45 | 5,108 |
| 当 期 末 残 高 | 33 | 33 | 25,976 |

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕 掛 品……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品……………先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により、最終処分場については埋立割合に基づいて費用処理しております。なお、耐用年数については、次のとおりであります。

建物 2年～50年

構築物 2年～43年

機械及び装置 2年～20年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権、その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

(3) 役員株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、その見積額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

貸倒引当金

株式会社タケエイグリーンリサイクル向けの関係会社長期貸付金6,525百万円に関する貸倒引当金

貸借対照表計上額306百万円

当社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性の検討により、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しています。

回収不能見込額の見積りの基礎として使用する株式会社タケエイグリーンリサイクルの中期事業計画は合理的に策定していますが、横須賀工場及び富士吉田工場の廃棄物搬入量や横須賀工場のバイオマス発電設備の稼働の見込みを主要な仮定としており、これらの前提条件の変動により、翌事業年度の計算書類における貸付金の評価において、重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産の金額

| | |
|-----------|-----------|
| 建物 | 3,052百万円 |
| 構築物 | 1百万円 |
| 機械及び装置 | 1百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 0百万円 |
| 土地 | 9,595百万円 |
| 合計 | 12,650百万円 |

上記のほかに、子会社1社の建物、土地を担保に供しています。

担保に係る債務の金額

| | |
|---------------|-----------|
| 短期借入金 | 2,400百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 2,770百万円 |
| 長期借入金 | 15,830百万円 |
| その他 | 1百万円 |
| 合計 | 21,002百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額

15,593百万円

3. 投資不動産の減価償却累計額

327百万円

4. 保証債務

金融機関からの借入等に対する債務保証

| | |
|------------------|----------|
| (株)花巻バイオマスエナジー | 968百万円 |
| (株)信州タケエイ | 592百万円 |
| (株)タケエイグリーンリサイクル | 390百万円 |
| 花巻バイオチップ(株) | 150百万円 |
| (株)グリーンアローズ関東 | 9百万円 |
| 環境保全(株) | 4百万円 |
| 合計 | 2,116百万円 |

5. 関係会社に対する金銭債権（区分表示したものを除く）
- | | |
|--------|-------|
| 短期金銭債権 | 57百万円 |
| 長期金銭債権 | 2百万円 |
6. 関係会社に対する金銭債務
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債務 | 1,970百万円 |
|--------|----------|
7. 最終処分場

最終処分場勘定については、廃棄物の最終処分を行う目的で取得した土地代金、当該土地取得に要した費用、建設費用及び資産除去費用を計上しております。また当該勘定科目は、廃棄物の埋立量により償却処理を行っております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | |
|------------|--------|
| 売上高 | 243百万円 |
| 売上原価 | 838百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 25百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 481百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（千株） | 当事業年度増加 株式数（千株） | 当事業年度減少 株式数（千株） | 当事業年度末 株式数（千株） |
|------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 1,499 | 0 | 500 | 999 |
| 合計 | 1,499 | 0 | 500 | 999 |

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式が期首266千株、期末266千株含まれております。

2. 自己株式（普通株式）0千株の増加は、市場買付による増加であります。

3. 自己株式（普通株式）500千株の減少は、公募による自己株式の処分を行ったことによる減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|--------------|---------|
| 未払事業税 | 41百万円 |
| 減価償却超過額 | 81百万円 |
| 最終処分場減価償却累計額 | 345百万円 |
| 未払費用 | 49百万円 |
| 退職給付引当金 | 20百万円 |
| 資産除去債務 | 44百万円 |
| 貸倒引当金 | 230百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 65百万円 |
| 役員株式給付引当金 | 39百万円 |
| その他 | 39百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 957百万円 |
| 評価性引当額 | △709百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 247百万円 |

繰延税金負債

| | |
|-----------------|--------|
| 特定災害防止準備金 | 23百万円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 9百万円 |
| 圧縮積立金 | 82百万円 |
| 前払年金費用 | 57百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 14百万円 |
| その他 | 1百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 190百万円 |

繰延税金資産（負債は△）の純額 57百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

当社の子会社及び関連会社等

| 種 類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (百万円) | 事業 の内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の 内 容 | 取引金額 (百万円) | 科 目 | 期末残高 (百万円) |
|---------------|------------------|---------------|---------------------------|--|---------------------------------|--------------------------------|-----------------------|---------------|--------------------------------|---------------|
| 子会社 | (株)北陸環境サービス | 石川県 金沢市 | 50 | 廃棄物処分 事業、収集 運搬事業 | (所有) 直接 100.0 | 産業廃棄物処理 委託、業務受託、 運転資金の貸付 | 資金の回収 (注1) | 600 | 関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 | 300 |
| | | | | | | | 利息の受取 (注1) | 14 | - | - |
| | (株)グリーンアローズ関東 | 神奈川県 横浜須賀市 | 90 | 廃棄物処分 事業、収集 運搬事業 | (所有) 直接 51.0 | 産業廃棄物処理 委託、業務受託、 不動産の賃貸 | 不動産の賃 貸 (注3) | 60 | - | - |
| | | | | | | | 資金の貸付 (注1) (注4) | 5,180 | 関係会社 長期貸付金 | 6,525 |
| | (株)タケエイグリーンリサイクル | 神奈川県 横浜須賀市 | 320 | 廃棄物処分 事業、収集 運搬事業、 バイオマス 発電事業 | (所有) 直接 68.8 | 産業廃棄物処理 委託、業務委託、 運転資金の貸付 | 資金の回収 (注1) | 300 | - | - |
| | | | | | | | 利息の受取 (注1) | 42 | - | - |
| | | | | | | | 資金の回収 (注1) | 160 | 関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 | 120 |
| | (株)津軽バイオマスエナジー | 青森県 平川市 | 315 | 木質バイ オマス発 電事業 | (所有) 直接 6.3 間接 57.8 | 運転資金の貸付 | 利息の受取 (注1) | 3 | - | - |
| | | | | | | | 資金の回収 (注1) | 160 | 関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 | 356 |
| | (株)ギプロ | 埼玉県 八潮市 | 90 | 廃棄物処分 事業、収集 運搬事業 | (所有) 直接 67.0 | 産業廃棄物処理 委託、業務委託、 運転資金の借入 | - | - | 短期借入金 | 900 |
| | | | | | | | 利息の支払 (注1) | 4 | - | - |
| | (株)門前クリーンパーク | 石川県 輪島市 | 490 | 廃棄物処分 事業 (開業 準備) | (所有) 直接 89.8 | 役員の兼務、 運転資金の貸付 | 資金の貸付 (注1) | 2,190 | 関係会社 長期貸付金 | 6,962 |
| 利息の受取 (注1) | | | | | | | 31 | - | - | |

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (百万円) | 事業 の内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の 内 容 | 取引金額 (百万円) | 科 目 | 期末残高 (百万円) |
|---------------|----------------|------------|---------------------------|-------------|--------------------------------|------------------|---------------|---------------|--------------------------------|---------------|
| 子会社 | (株)花巻バイオマスエナジー | 岩手県 花巻市 | 315 | 木質バイオマス発電事業 | (所有) 間接 61.5 | 運転資金の貸付、 債務保証 | 資金の回収 (注1) | 120 | 関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 | 120 |
| | | | | | | | 利息の受取 (注1) | 4 | - | - |
| | | | | | | | 債務保証 (注2) | 968 | - | - |
| | (株)大仙バイオマスエナジー | 秋田県 大仙市 | 282 | 木質バイオマス発電事業 | (所有) 直接 72.7 | 運転資金の貸付 | 資金の回収 (注1) | 180 | 関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 | 120 |
| | | | | | | | 利息の受取 (注1) | 15 | - | - |
| | (株)田村バイオマスエナジー | 福島県 田村市 | 50 | 木質バイオマス発電事業 | (所有) 直接 80.0 | 運転資金の貸付 | 資金の貸付 (注1) | 3,119 | 関係会社 長期貸付金 | 4,828 |
| 利息の受取 (注1) | | | | | | | 15 | - | - | |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 同社の銀行借入金等に対して債務を保証しております。なお、保証料の支払いを受けておりません。
3. 賃貸料については、物件の所有・管理に係る経費等を勘案して決定しております。
4. 2020年5月に(株)タケエイグリーンリサイクルは(株)横須賀バイオマスエナジーを吸収合併しています。資金の貸付には、合併による増加額を表示しております。
5. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含んでおりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

| | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 940円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 64円75銭 |

算定上の基礎は次のとおりであります。

| | |
|--------------|-----------|
| 当期純利益 | 1,651 百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | － 百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 1,651 百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 25,510 千株 |

- (注) 1. 1株当たり純資産額の算定において、株式給付信託（ＢＢＴ）が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式を控除しております。なお、株式給付信託（ＢＢＴ）が所有する期末自己株式数は266千株であります。
2. 1株当たり当期純利益の算定において、株式給付信託（ＢＢＴ）が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式を控除しております。なお、株式給付信託（ＢＢＴ）が所有する期中平均株式数は266千株であります。

(企業結合に関する注記)

1. 取得による企業結合
2. 当社とリバーホールディングス株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合について

内容の詳細につきましては、「連結注記表」（企業結合に関する注記）をご参照ください。

(重要な後発事象に関する注記)

当社とリバーホールディングス株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合について

内容の詳細につきましては、「連結注記表」（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社タケエイ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田 厚 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 岡野 隆樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タケエイの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タケエイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の企業結合に関する注記の追加情報、及び重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社とリバーホールディングス株式会社は、2021年3月18日に開催したそれぞれの取締役会において、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことを決議し、同日、両社間で基本合意書を締結している。また、両社は、2021年5月14日に開催したそれぞれの取締役会における決議に基づき、同日、両社間で経営統合契約書を締結、本株式移転に係る株式移転計画書を共同で作成している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社タケエイ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田 厚 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡野 隆 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タケエイの2020年4月1日から2021年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の企業結合に関する注記の追加情報、及び重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社とリバーホールディングス株式会社は、2021年3月18日に開催したそれぞれの取締役会において、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことを決議し、同日、両社間で基本合意書を締結している。また、両社は、2021年5月14日に開催したそれぞれの取締役会における決議に基づき、同日、両社間で経営統合契約書を締結、本株式移転に係る株式移転計画書を共同で作成している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、事業監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

| | | | |
|-------|------|------|---|
| 株式会社 | タケエイ | 監査役会 | |
| 常勤監査役 | 金 井 | 昭 | ㊟ |
| 社外監査役 | 石 井 | 友 二 | ㊟ |
| 社外監査役 | 杉 野 | 翔 子 | ㊟ |

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 リバーホールディングス株式会社との株式移転計画承認の件

株式会社タケエイ（以下「タケエイ」）とリバーホールディングス株式会社（以下「リバーホールディングス」）は、2021年3月18日付けの「株式会社タケエイとリバーホールディングス株式会社との共同持株会社設立(株式移転)による経営統合に関する基本合意書の締結について」で公表しましたとおり、共同株式移転（以下「本株式移転」）の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うこと（以下「本経営統合」）について、同日付けで基本合意書を締結し、2021年5月14日開催の両社の取締役会において決議の上共同して株式移転計画を作成いたしました。

つきましては、本株式移転に関する株式移転計画についてご承認をお願いいたしたいと存じます。

本株式移転に関する概要は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由

タケエイは、1967年創業、1977年に法人化し、2007年に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、その5年後の2012年に市場第一部に市場変更した廃棄物処理・リサイクル事業を主業とする企業グループです。「資源循環型社会への貢献を目指す」を経営理念とし、再生可能エネルギー事業、環境エンジニアリング事業等へ事業領域を拡大することで、廃棄物の再資源化と環境負荷の低減を実現する「総合環境企業」を目指しております。ここ数年は、間伐材を中心とした木質バイオマス発電事業に力を入れ、直近では、大型木質バイオマス発電所である市原グリーン電力株式会社及び燃料の保管・供給先である循環資源株式会社の株式を取得するなど、M&Aの推進により事業拡大に努めております。

一方で、リバーホールディングスは、1904年創業、1935年に法人化した鉄スクラップリサイクルを祖業とする株式会社鈴徳（現リバー株式会社）を母体とし、同業の買収を重ね2007年にスズトクホールディングス株式会社として持株会社化、2017年に社名変更、2020年に東京証券取引所市場第二部に上場しております。これまで、金属系有価物、廃家電、使用済自動車、廃自販機、廃プラスチック、産業廃棄物まで扱う総合リサイクル企業として成長してきました。「地球を資源だらけの星にしよう。」を企業理念（VISION）に掲げ、持続可能な社会「高度循環型社会」の構築を目指しております。また、あらゆる廃棄物を広域で再資源化するため、「静脈産業プラットフォーム」というコンセプトを提唱し、同業他社との静脈産業間連携を推進しています。

近年、地球温暖化、廃プラスチック問題等により、地球環境は深刻な影響を受けております。また、昨年から続いている爆発的な新型コロナウイルス感染症拡大は、人々のライフスタイル、企業を取り巻く経営環境へも大きな影響を与えております。

こうした状況下において、両社は、第一に、地球環境を保全するという経営理念が同じであること、第二に、地球規模のCO₂排出削減や廃プラスチックのリサイクル等の技術的対応については、必要となる大規模投資や研究開発を個社毎で実施するよりも、二社共同で経営資源を投じることが効率的であると判断したこと、第三に、リサイクル事業の深化やエネルギー事業の推進について、相手方の経営資源を自社で活かす相乗効果が十二分にあることを理由に、本経営統合に合意いたしました。

本経営統合は、ワンストップでサービスやエネルギーを提供する「総合環境企業」を目指すための出発点としての統合であり、両社は、株主様・お客様・従業員はもちろん、近隣住民・地域社会や行政機関、金融機関など全てのステークホルダーとのバランスの取れた関係を一層強化しつつ、ESG投資の観点からも機関投資家・個人投資家の皆様より評価をいただきながら企業価値最大化を実現していくことを目指しております。

2. 本株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容は、次に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載の通りであります。

株式移転計画書（写）

株式会社タケエイ（以下「甲」という。）とリバーホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、第10条に定める条件の下で、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙の定款記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、TREホールディングス株式会社と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は東京都千代田区大手町一丁目7番2号 東京サンケイビル15階とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、200,000千株とする。

2 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である者を除く。）及び設立時監査等委員である設立時取締役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である者を除く。）の氏名は次のとおりとする。

| | |
|-----|-------|
| 取締役 | 松岡 直人 |
| 取締役 | 阿部 光男 |
| 取締役 | 鈴木 孝雄 |
| 取締役 | 三本 守 |

2 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

| | |
|------------|--------|
| 取締役（監査等委員） | 石井 友二 |
| 取締役（監査等委員） | 大村 扶美枝 |
| 取締役（監査等委員） | 末松 広行 |

3 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

| | |
|-------|--------------|
| 会計監査人 | 有限責任 あずさ監査法人 |
|-------|--------------|

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1 本株式移転に際して交付する株式の種類及び数

新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲乙それぞれの株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の株式に代わり、(i)甲が基準時に発行している株式数の合計に1.24を乗じた数、及び(ii)乙が基準時に発行している株式数の合計に1.0を乗じた数を合計した数の新会社の株式（以下「交付株式」という。）を交付する。

2 新会社の株式の割当て

前項の定めにより交付される新会社の株式は、基準時における甲乙それぞれの株主に対して、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。

- (1) 甲の株主については、その所有する甲の株式（ただし、会社法第806条に基づく株式買取請求に係る株式を除く。）1株に対して新会社の株式1.24株
 - (2) 乙の株主については、その所有する乙の株式（ただし、会社法第806条に基づく株式買取請求に係る株式を除く。）1株に対して新会社の株式1.0株
- 3 前2項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。
- 4 甲及び乙は、本計画作成後に、株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合又は当該事由が生じた場合には、協議の上、合意により株式移転比率を変更することができるものとする。この場合、交付株式も変更後の株式移転比率に応じて変更されるものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
10,000百万円
- (2) 資本準備金の額
2,500百万円
- (3) 利益準備金の額
0円

第6条（新会社の成立の日）

新会社の成立の日は、令和3年10月1日（以下「新会社の成立の日」という。）とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、両社の合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転計画の承認株主総会）

- 1 甲は、令和3年6月23日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 2 乙は、令和3年6月30日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 3 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により前2項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

- 1 新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。
- 2 新会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条（会社財産の管理等）

- 1 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上これを行う。
- 2 前項にかかわらず、甲及び乙は、法令等に従い、基準時までの間、当該時点においてそれぞれが保有する自己株式がある場合、当該自己株式を消却することができる。
- 3 甲は、令和3年3月31日の甲の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり金15円の剰余金の配当を行うことができる。
- 4 甲は、令和3年9月30日の甲の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり金15円を限度として剰余金の中間配当を行うことができる。
- 5 乙は、令和3年6月30日の乙の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり金35円の剰余金の配当を行うことができる。
- 6 乙は、令和3年9月30日の乙の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり金10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 7 甲及び乙は、前4項に定める場合を除き、本計画の作成の日後、新会社の成立の日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第10条（本株式移転の実行の条件）

本株式移転は、本計画が第7条に定める甲及び乙の株主総会において承認されることを条件として実行されるものとする。

第11条（本計画の効力の失効）

本計画は、本計画の作成の日から新会社の成立の日に至るまでの間において、前条に定める条件が成就しなかった場合又は次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第12条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成の日から新会社の成立の日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判

明した場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は、本株式移転の条件（第4条に定める本株式移転に際して交付する株式及びその割当てに関する事項を含む。）その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第13条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。
令和3年5月14日

甲：東京都港区芝公園二丁目4番1号A-10階
株式会社タケエイ
代表取締役社長 阿部 光男 印

乙：東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル15階
リバーホールディングス株式会社
代表取締役社長執行役員 松岡 直人 印

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、TREホールディングス株式会社と称し、英文ではTRE HOLDINGS CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1.産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬、処理、処分及び施設の管理運営並びにその受託
- 2.廃棄物を原材料とした製品及び商品の製造、加工並びに販売
- 3.廃棄物の減量化、再利用及び再資源化に関する企画、設備の開発及び運営並びにその受託
- 4.鉄鋼、非鉄及び特殊金属原料の集荷、加工処理、販売、仲介並びに斡旋
- 5.家電製品及び自動車等の資源リサイクル業
- 6.金属製品の販売
- 7.再生可能エネルギー発電事業及び電力の販売
- 8.発電及び環境プラントに基づく熱及びガスの製造並びに販売
- 9.山林及びバイオマス資源の開発、管理、運営、販売並びにその受託
- 10.計量証明事業
- 11.環境アセスメント調査（生活環境影響調査）事業
- 12.環境プラントの設計、据付、保守、売買及び技術指導
- 13.環境エンジニアリング事業
- 14.土木及び建築工事の設計、施工、監理並びに請負
- 15.一般貨物自動車運送事業
- 16.解体工事業
- 17.古物の売買
- 18.土砂の採取及び販売
- 19.各種情報システム及びソフトウェアの企画、開発並びに販売
- 20.農畜産物、水産物及び食料品の製造、加工並びに販売

- 21.不動産の鑑定、売買、賃貸、仲介及び管理
- 22.教育、出版及びスポーツ施設の企画並びに運営に関する事業
- 23.損害保険の代理業
- 24.前各号に附帯する一切の業務

② 当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則 に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその取扱い事務所は、取締役会決議によって選定する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 当社は毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会

は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに 当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってこれを行う。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、12名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集するものとする。取締役会の議長については、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

- ② 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

（監査等委員会の議事録）

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第37条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第41条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(期末配当)

第43条 当社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。

(中間配当)

第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を支払うことができる。

(剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法

令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によることができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

② 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(最初の事業年度)

第1条 第42条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から令和4年3月末日までとする。

(最初の取締役及び監査等委員の報酬等)

第2条 第30条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は、金3億5000万円以内とし、当該期間の監査等委員の報酬等の総額は、金5000万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以上、株式移転計画（写）

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 共同持株会社が本株式移転に際して両社の株主に対して交付する共同持株会社の株式及び共同持株会社の株式の割当手に関する事項

両社は本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当交付する共同持株会社の普通株式の割当比率を以下のとおり決定いたしました。

| 会社名 | タケエイ | リバーホールディングス |
|--------|------|-------------|
| 株式移転比率 | 1.24 | 1 |

(注) 1. 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

タケエイの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1.24株を、リバーホールディングスの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

2. 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：52,610,712株

タケエイの発行済株式総数28,616,300株（2020年12月末時点）、リバーホールディングスの発行済株式総数17,126,500株（2020年12月末時点）を前提として算出しております。

3. 本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の株式（以下「単元未満株式」）の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。

また、共同持株会社の定款において、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能であります。

(2) 割当の内容の根拠及び理由

タケエイは、本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の、公正性を担保するため、第三者算定機関及び法務アドバイザーとして佐藤総合法律事務所（以下「佐藤総合」）を選定しました。

一方、リバーホールディングスは、本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の、公正性を担保するため、第三者算定機関として、株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」）を、法務アドバイザーとして阿部・井窪・片山法律事務所（以下「阿部・井窪・片山」）を選定しました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率に関する算定書を取得するとともに、各社の法務アドバイザーから助言を受けました。また、両社は、本株式移転に重大な影響をおよぼす可能性の

ある問題点の有無を調査するために、各社の第三者算定機関及び法務アドバイザー立会いの下での相互の経営陣に対するヒアリング調査に加え、随時経営陣間での情報共有等を実施しましたが、当該ヒアリング調査等の結果、本株式移転の実行に重大な影響をおよぼすおそれのある問題点は発見されませんでした。

このように、タケエイ及びリバーホールディングスは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び各社の法務アドバイザーからの助言を参考に、慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記(1)記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2021年3月18日に開催された両社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

(3) 算定に関する事項

①算定機関の名称並びにタケエイ及びリバーホールディングスとの関係

タケエイ及びリバーホールディングスは本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、タケエイは佐藤総合を、リバーホールディングスはKPMG FASをそれぞれ第三者算定機関に選定の上、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

タケエイの算定機関である佐藤総合及びリバーホールディングスの算定機関であるKPMG FASは、いずれもタケエイ及びリバーホールディングスの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

②算定の概要

佐藤総合は、タケエイ及びリバーホールディングスが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（2021年3月17日を算定基準日として、算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用して算定しています。）を採用するとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）も併せて採用いたしました。

なお、両社から受領したDCF法による算定の基礎とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、両社の財務予測は本株式移転の実施を前提としたものではありません。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、リバーホールディングスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、タケエイの普通株式1株に対して割り当てられる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

| 採用手法 | 株式移転比率の算定レンジ |
|-------|--------------|
| 市場株価法 | 1.17～1.77 |
| DCF法 | 0.73～1.30 |

佐藤総合は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。佐藤総合の株式移転比率の算定は、2021年3月17日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討又は作成されたことを前提としております。なお、佐藤総合が提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転の公正性について意見を表明するものではありません。

タケエイは、佐藤総合より、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、佐藤総合による上記算定結果の合理性を確認しております。

KPMG FASは、タケエイ及びリバーホールディングスが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的からDCF法を採用して株式移転比率の算定を行いました。

上記の各評価手法に基づき算出した株式移転比率の評価レンジはそれぞれ以下のとおりであります。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、リバーホールディングスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、タケエイの普通株式1株に対して割り当てられる共同持株会社の普通株式数の評価レンジを記載したものであります。

| 採用手法 | 株式移転比率の算定レンジ |
|-------|--------------|
| 市場株価法 | 1.17～1.77 |
| DCF法 | 0.73～1.82 |

市場株価法では、2021年3月17日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の株価終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及

び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。なお、両社から受領したDCF法による算定の基礎とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、両社の財務予測は本株式移転の実施を前提としたものではありません。

KPMG FASは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMG FASに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は2021年3月17日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、KPMG FASが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

リバーホールディングスは、KPMG FASより、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、KPMG FASによる上記算定結果の合理性を確認しております。

(4) 公正性を担保するための処置

本株式移転の公平性・妥当性を担保するために、両社は上記（2）及び（3）に記載のとおり、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考に、慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記（1）記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、各社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

なお、両社は、第三者算定機関より、合意された株式移転比率がそれぞれの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、両社は、法務アドバイザーとして、タケエイは佐藤総合を、リバーホールディングスは阿部・井窪・片山をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の手續及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

4. 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

当社及びリバーホールディングスは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 資本金の額 | 10,000,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 2,500,000,000円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、当社とリバーホールディングスが協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定した者であります。

5. リバーホールディングスに関する事項

- (1) 最終事業年度（2020年6月期）に係る計算書類等の内容

事業報告

(2019年7月1日から2020年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、好調な企業業績、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復が続いた一方で、米中貿易摩擦や英国のEU離脱、国内での消費税増税に加えて、年度後半には新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的流行の経済への影響は大きく、世界経済の不確実性が高まっています。

経済産業省(2020年6月30日発表の5月鉱工業生産指数)によると、5月の鉱工業生産は前月比マイナス8.4%と4ヶ月連続の低下となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な低下となり、指数値も今基準内の最低水準を再び大幅に更新しました。5月の基調判断では「生産は急速に低下している」が据え置きとなりました。5月の鉱工業出荷も前月比マイナス8.4%と、3ヶ月連続の大幅な低下となりました。内訳を見ると、設備投資に使われる財である資本財(除く輸送機械)の出荷は、前月比マイナス9.0%と、2ヶ月ぶりの低下となりました。また、建設財は前月比マイナス5.6%となり、3ヶ月連続の低下となりました。

国内の業界の状況は、経済産業省(同省取り纏めによる2020年4月9日発表の2020年度第1四半期(2020年4月～6月期)鋼材需要見通し)によると、2020年1月～3月の土

木部門では災害復旧工事等の国土強靱化政策に関連した大型公共投資が見込まれる一方、建築部門では住宅及び非住宅が低調に推移することが見込まれ、土木部門及び建築部門を合わせた建設部門全体では前年同期比(2019年4月～6月対2020年4月～6月)で減少、前期実績見込比(2019年1月～12月対2020年1月～12月)でも減少しています。製造業部門では新型コロナウイルス感染症による海外経済の下振れリスク及びサプライチェーンを通じた影響が懸念されるため、前年同期比(2019年4月～6月対2020年4月～6月)で減少、前期実績見込比(2019年1月～12月対2020年1月～12月)でも減少しています。世界鉄鋼協会 World Steel Association (2020年6月5日発表の鉄鋼需要短期見通し)によると、国内の2020年1月～12月の鋼材需要は19.1%減の5,100万トンに縮小する見通しです。足元で生産活動は徐々に回復へ向かっていますが、自動車販売など消費は力強さを欠き、鋼材需要の先行きには厳しさが漂っています。

輸出は、海外経済の減速から弱い動きが見込まれ、前年同期比(2019年4月～6月対2020年4月～6月)で減少、前期実績見込比(2019年1月～12月対2020年1月～12月)でも減少しています。一方、(一社)日本鉄鋼連盟(2020年3月発表の2019年度鉄鋼輸出実績概況)によると、2019年度(2019年4月～2020年3月)の鉄鋼輸出実績(全鉄鋼ベース)は3,550万トンで、前年度比2.4%増と7年ぶりの増加、普通鋼鋼材は2,324万トンで、前年度比4.2%増と4年ぶりの増加となりました。海外の状況は、世界鉄鋼協会 World Steel Association (2020年6月5日発表の鉄鋼需要短期見通し)によると、2020年1月～12月の世界鉄鋼需要は前年比6.4%減少して16億5,400万トンになる見通しです。2019年10月の前回予想では1.7%増と予測していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の低迷を受けて一転、前年割れを見込しています。インドや米国など中国を除く主要国・地域の需要が大きく落ち込むことが響いています。

このような経営環境のもと、当連結会計年度の業績は、売上高は28,375,740千円(前連結会計年度比8,305,775千円の減少、前連結会計年度比22.6%減)、売上原価は23,933,652千円(前連結会計年度比7,894,520千円の減少、前連結会計年度比24.8%減)、売上総利益は4,442,088千円(前連結会計年度比411,254千円の減少、前連結会計年度比8.5%減)となりました。

このうち、一般売上(金属リサイクル及び自動車リサイクル等)に係る売上数量は73.0万トン(前連結会計年度比6.8万トンの減少)、売上高は23,660,535千円(前連結会計年度比9,115,998千円の減少、前連結会計年度比27.8%減)、処理売上(産業廃棄物処理及び家電リサイクル等)に係る売上高は4,499,556千円(前連結会計年度比761,134千円の増加、

前連結会計年度比20.4%増)、その他の売上高は215,648千円(前連結会計年度比49,088千円の増加、前連結会計年度比29.5%増)となりました。

営業利益は980,227千円(前連結会計年度比405,915千円の減少、前連結会計年度比29.3%減)となりました。これは、販売費及び一般管理費として3,461,861千円(前連結会計年度比5,338千円の減少、前連結会計年度比0.2%減)、内訳として、給料及び手当1,596,810千円、法定福利費297,910千円、コンサルティング費用等の支払手数料177,322千円などが計上されたことによります。また、EBITDA(「営業利益」+「売上原価並びに販売費及び一般管理費に計上される減価償却費」)は、2,434,768千円(前連結会計年度比327,740千円の減少、前連結会計年度比11.9%減)となりました。

経常利益は1,281,589千円(前連結会計年度比363,516千円の減少、前連結会計年度比22.1%減)となりました。これは、営業外収益として賃貸等不動産に係る固定資産賃貸料256,397千円、持分法による投資利益86,729千円などが計上された一方、営業外費用として支払利息45,187千円、上場関連費用29,686千円、賃貸等不動産に係る固定資産賃貸費用85,338千円などが計上されたことによります。

なお、経常利益率(経常利益÷売上高)は前連結会計年度と同じく4.5%となりました。

税金等調整前当期純利益は1,864,999千円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,217,156千円となりました。これは、特別利益として(株)鈴徳旧川崎営業所の土地売却等による固定資産売却益635,603千円が計上された一方、特別損失として減損損失37,272千円などが計上されたことによります。

自己資本利益率(ROE)は7.7%(前連結会計年度比0.8ポイント低下)となりました。

当期末の株主配当金につきましては、2020年3月24日の東京証券取引所市場第二部上場を記念いたしまして、1株につき25円の普通配当に加え、1株当たり10円の記念配当を予定しております。

なお、当社グループは資源リサイクル事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,936,636千円となりました。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

(株)鈴徳 新社屋の完成

- サニーメタル(株) 非鉄回収ラインの新設
- . 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
メタルリサイクル(株) 新事務所棟の建替
- ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
(株)鈴徳 旧川崎営業所土地の売却

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として1,300,000千円の調達を行いました。また、長期的な資金需要に対応するため、金融機関より長期借入金として400,000千円を調達しております。また、東京証券取引所市場第二部上場に伴う自己株式の処分により3,771,513千円を調達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 10 期 (2017年 6月期) | 第 11 期 (2018年 6月期) | 第 12 期 (2019年 6月期) | 第 13 期 (当連結会計年度) (2020年 6月期) |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売上高 (千円) | — | 39,285,708 | 36,681,516 | 28,375,740 |
| 経常利益 (千円) | — | 1,516,851 | 1,645,105 | 1,281,589 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | — | 2,264,533 | 1,268,597 | 1,217,156 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | — | 152.99 | 74.07 | 81.12 |
| 総資産 (千円) | — | 28,271,803 | 27,746,851 | 28,244,522 |
| 純資産 (千円) | — | 14,450,825 | 15,474,141 | 16,209,683 |
| 1株当たり純資産 (円) | — | 833.70 | 903.52 | 946.46 |

- (注) 1.当社は、2019年3月29日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が第11期の期首に行われたものと仮定して算定しております。
- 2.当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。第11期と第12期は金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 10 期 (2017年 6月期) | 第 11 期 (2018年 6月期) | 第 12 期 (2019年 6月期) | 第 13 期 (当事業年度) (2020年 6月期) |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売上高 (千円) | 886,505 | 1,053,339 | 1,790,365 | 4,580,202 |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円) | △69,977 | △92,692 | 527,879 | 2,961,654 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) (千円) | △21,340 | 587,564 | 464,581 | 2,967,142 |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円) | △2.47 | 39.69 | 27.12 | 197.77 |
| 総資産 (千円) | 11,726,617 | 14,315,988 | 14,826,947 | 17,682,768 |
| 純資産 (千円) | 4,091,539 | 7,891,850 | 8,271,606 | 10,732,981 |
| 1株当たり純資産 (円) | 474.29 | 460.79 | 482.97 | 626.68 |

(注) 第12期において、2019年3月29日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は当期純損失につきましては、当該株式分割が第10期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 (%) | 主要な事業内容 |
|--------------|-----|--------------|---|
| (株)鈴徳 | 10 | 100.0 | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄スクラップ、非鉄金属スクラップのリサイクル ・産業廃棄物処理 |
| メタルリサイクル(株) | 90 | 100.0 | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄スクラップ、非鉄金属スクラップのリサイクル ・産業廃棄物処理 ・使用済自動車の引取、解体 ・中古自動車の仕入、販売 |
| 中田屋(株) | 100 | 100.0 | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄スクラップ、非鉄金属スクラップのリサイクル ・産業廃棄物処理 ・使用済自動車及び廃自動販売機の処理 ・家電リサイクル |
| サニーメタル(株) | 100 | 100.0 | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄スクラップ、非鉄金属スクラップのリサイクル ・産業廃棄物処理 ・廃自動販売機の処理 ・家電リサイクル |
| フェニックスメタル(株) | 100 | 100.0 | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄スクラップ、非鉄金属スクラップのリサイクル ・産業廃棄物処理 ・使用済自動車及び廃自動販売機の処理 ・家電リサイクル |
| NNY(株) | 50 | 100.0 | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄スクラップ、非鉄金属スクラップのリサイクル ・重液選別機による非鉄金属の選別回収 ・家電リサイクル |
| イツモ(株) | 50 | 100.0 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬業 ・一般貨物自動車運送事業及び第一種利用運送事業 |
| (株)新生 | 75 | 100.0 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理 ・機密書類処理及び製品廃棄処理並びに一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬業 |

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

2017年7月に中国は廃品輸入規制政策を取り、わが国をはじめ各国からの廃プラスチック、古紙、雑品スクラップ(金属くず等)の輸入を禁止とした影響は今後も続くことが見込まれます。これまで中国等への輸出に頼っていた国内で発生した廃プラスチック等について国内で処理をしなくてはいけない状況となり、国内循環型社会を早急に構築する要請が高まっています。しかしながら、その技術開発は進められているものの発生量に見合う実用化には至っていません。一方で新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、経済の先行き不透明感が増しております。

このような状況下、当社グループの事業である「資源リサイクル事業」は産業廃棄物を再資源化する重要な社会インフラと認識しております。あらゆるステークホルダー及び社会の期待に応えるため、下記記載のビジョン、ミッションのもと、重点方針に取り組んでまいります。

① ビジョン： 地球を資源だらけの星にしよう。

② ミッション： すべてを資源にできる技を磨く。

③ 重点方針

イ. 事業規模・領域の拡大

・顧客ニーズの変化に応じた高付加価値の追求

排出事業者や販売先のニーズ(国内循環・全国一括処理・品質向上等)に応じたサービスの提供

・業務提携先との情報共有及び機能開発

産業廃棄物課題に対する新たな取り組みの検討

ロ. リサイクル技術の開発

・既存設備の老朽化更新、破砕残渣二次選別への取り組み、工場の新設

産業廃棄物選別を強化することでダスト(残さ)を減容

・他社との連携による再資源化の強化

産業廃棄物をセメント原料及び燃料化などに再資源化

ハ. 経営基盤強化

・子会社の統合プロセス(PMI - Post Merger Integration)

エリアごとに重複する事業所の機能最適化

地理的に近接する事業所間の人的・業務的連携

事業所専門の営業から、事業所に捉われない広域営業

- ・職場環境の改善
- 統一人事制度の浸透、教育制度の充実

(5) 主要な事業内容（2020年 6月30日現在）

当社グループは持株会社制を導入しており、当社及び連結子会社8社((株)鈴徳、メタルリサイクル(株)、中田屋(株)、サニーメタル(株)、フェニックスメタル(株)、NNY(株)、イツモ(株)、(株)新生)、関連会社2社(メジャーヴィーナス・ジャパン(株)、HIDAKA SUZUTOKU (Thailand) CO., LTD.)から構成されており、資源リサイクル事業を展開しております。当社は持株会社として、グループ戦略の立案・決定、グループ経営のモニタリング機能を果たすとともに、一部のグループ会社への建物等の賃貸や各種サービスの提供を行っております。

当社グループは資源リサイクル事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、当社連結子会社の主な事業は金属リサイクル事業、自動車リサイクル事業、産業廃棄物処理事業、家電リサイクル事業、その他事業の5つに区分されません。

① 金属リサイクル事業

金属リサイクル事業は、すべての連結子会社において行っている、鉄スクラップ及び非鉄金属スクラップ(以下、「金属スクラップ」という)を扱う当社グループの主力事業です。生産工場、建物解体業者、自動車解体業者、地方自治体及び同業他社から仕入れた金属スクラップを品物に応じてせん断、圧縮、破碎、選別し、金属原料として再資源化します。鉄スクラップは製鋼原料として国内電炉メーカーのみならず、商社を通してアジアを中心とした各地に輸出されリサイクル原料として幅広く利用されています。

② 自動車リサイクル事業

当社グループは、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(通称:自動車リサイクル法)」で定められた「引取業」、「フロン類回収業」、「解体業」及び「破碎業」のすべての登録・許可を取得し、使用済自動車の処理を引取からパーツの販売や破碎までワンストップで行っております。

当社連結子会社のメタルリサイクル(株)では、使用済自動車の解体拠点を千葉県と埼玉県との2ヶ所で運営し、首都圏で発生する使用済自動車の再資源化に取り組んでおります。自動車ディーラー等から仕入れた使用済自動車を専門工場で解体し、エンジン・外装部品

などのパーツのほか、エンジンオイルなどの油脂、ハーネス(配線)まで、回収して再資源化しております。

解体後の使用済自動車のボディ(カープレス)は、複合素材の金属スクラップとして再資源化されます。

③ 産業廃棄物処理事業

当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(通称：廃掃法又は廃棄物処理法)」に基づいて産業廃棄物の収集運搬と中間処分のいずれか、又は両方の事業を行っております。首都圏14ヶ所、関西1ヶ所、東海1ヶ所で産業廃棄物の中間処分の許可を持つ事業所を運営し、使用済の電子機器・OA機器等の多様な使用済製品の処理ニーズに対応しております。当社グループは、発生元(排出者)から産業廃棄物の中間処理に係る処理料を受け取っております。

④ 家電リサイクル事業

「エアコン」、「テレビ」、「冷蔵庫」及び「洗濯機」の4品目は、「特定家庭用機器再商品化法(通称：家電リサイクル法)」に従って認定業者が受け入れ、リサイクル処理を行わなければなりません。当社グループは、家電リサイクル法が施行された2001年以前から、大手家電メーカーとリサイクル技術に関する共同研究を行ってまいりました。

法律の施行後も、ブラウン管から薄型テレビへの移行や、ドラム式洗濯機の出現など時代とともに進化する家電に対応してリサイクル技術を高めてきており、大手メーカーが共同出資して設立したリサイクルシステムの管理・運営会社との直接取引による対象家電製品のリサイクルを行っております。

当社連結子会社である中田屋(株)、サニーメタル(株)、フェニックスメタル(株)、NNY(株)の4社は、家電リサイクル法に基づく指定引取場所及び再商品化施設として登録を受け、対象家電製品について指定引取場所又は再商品化施設として事業を行っております。さらに、サニーメタル(株)とフェニックスメタル(株)の2社はリサイクルシステムの管理会社から地域管理会社としての指定を受けており、地域の指定引取場所の管理業務を行っております。

当社グループは、リサイクルシステムの管理会社から指定引取場所、再商品化施設及び地域管理会社としての処理料・管理料を受け取り、集荷拠点の運営、再商品化及び地域管理事業を行っております。

⑤ その他事業

イ. 小型家電リサイクル事業

当社は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(通称: 小型家電リサイクル法)」に基づく小型家電リサイクル認定事業者として国から認定を受け、市区町村経由、又は市民から直接回収した使用済小型電子機器を当社グループ及びグループ外のリサイクル企業においてリサイクルを行っております。日本国内で資源循環を実現することを第一に考え、法律に定める28カテゴリーに該当する使用済小型電子機器(PC、携帯電話等)を受け入れております。グループ内外の技術を活用して、破碎、選別(磁力、風力、比重、手選別等)などの処理を行い、レアメタルを含めた多くの有用資源を回収しております。

また、当社は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるメダルを小型家電リサイクル由来の金・銀・銅で製作する「都市鉱山からつくる! みんなのメダルプロジェクト」に(一財)日本環境衛生センターのもと、幹事会社3社のうちの1社として参画しております。当社は、同プロジェクトのため(公財)東京2020オリンピック・パラリンピック組織委員会に対して小型家電リサイクル由来の金・銀・銅の地金を無償で提供しております。

ロ. エコソリューション事業

当社は、特定の資源物や産業廃棄物(有害物質を含む)だけでなく、オフィス、店舗、工場、建設現場などから排出されるあらゆる産業廃棄物の適正なりサイクルに関する仲介サービスを提供しております。仲介サービスの提供にあたって、全国ネットワークであるマリソルネットワーク(注)を活用し、当社グループの主な事業展開エリアである東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県などの関東近郊だけではなく、全国対応を行っております。

産業廃棄物の管理を行う上では、煩雑で法的要件が求められる業務が多く発生し、産業廃棄物処理業者の管理が重要となります。産業廃棄物処理業者の窓口業務を一元化して対応することにより、顧客の時間ロスと産業廃棄物におけるリスクを最小限に抑えることができます。

(注) マリソルネットワークとは、当社が仲介窓口となり、あらゆる廃棄物や循環資源を受入可能とするトータルソリューションを提供するサービスのことです。このネットワークには、全国のリサイクル処理業者が参加しており、廃棄物の処理を希望する顧客に対し、各種許認可を有するリサイクル処理業者を紹介しております。異なった強みを持つ処理事業者同士が有機的に協働することで、北は北海道から南は沖縄県まで、幅広い地域で廃棄物処理サービスの提供を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年6月30日現在)

① 当社

| | |
|-----------------------------|---------|
| 本社、経営企画部、経理部、管理部 | 東京都千代田区 |
| 内部監査室、システム部、技術部、事業戦略部、営業推進室 | 東京都墨田区 |

② 子会社

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| (株)鈴徳 | 本社 (東京都墨田区)、船橋営業所 (千葉県船橋市) ほか4営業所 |
| メタルリサイクル(株) | 本社、工場 (埼玉県比企郡川島町) ほか1営業所 |
| 中田屋(株) | 本社 (東京都千代田区)、加須工場 (埼玉県加須市) ほか6工場1部門 |
| サニーメタル(株) | 本社 (東京都千代田区)、大阪事業所 (大阪府大阪市此花区) |
| フェニックスメタル(株) | 本社 (東京都千代田区)、市原事業所 (千葉県市原市) |
| NNY(株) | 本社 (東京都千代田区)、那須事業所 (栃木県大田原市) |
| イツモ(株) | 本社 (千葉県千葉市) |
| (株)新生 | 本社、工場 (埼玉県比企郡滑川町) |

(7) 使用人の状況 (2020年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況 609 (166) 名 (前連結会計年度末比1名減 (39名増))

- (注) 1. 資源リサイクル事業の単一セグメントであるため、連結会社の従業員数の合計を記載しております。
2. 従業員数は当社及び連結子会社から当社及び連結子会社外への出向者を除き、当社及び連結子会社外から当社及び連結子会社への出向者を含む就業人員数であります。
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員であります。なお、臨時従業員には、契約社員、派遣社員、嘱託及びパートタイマーを含んでおります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|--------|--------|
| 44 (15) 名 | 4名増 (2名増) | 41歳7ヶ月 | 5年4ヶ月 |

- (注) 1. 資源リサイクル事業の単一セグメントであるため、当社の従業員数の合計を記載しております。
2. 従業員数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員であります。なお、臨時従業員には、契約社員、派遣社員、嘱託及びパートタイマーを含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年 6月30日現在)

| 借入先 | 借入額 (千円) |
|--------------|-----------|
| (株) 三菱UFJ銀行 | 600,000 |
| (株) みずほ銀行 | 1,400,000 |
| (株) 埼玉りそな銀行 | 1,153,662 |
| (株) 千葉銀行 | 1,100,000 |
| (株) 商工組合中央金庫 | 1,000,000 |
| (株) 横浜銀行 | 600,000 |
| (株) 三井住友銀行 | 350,000 |
| (株) 武蔵野銀行 | 100,000 |

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年 6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 17,126,500株
- ③ 株主数 7,257名

④ 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|-------------------|-----------|----------|
| ベステラ (株) | 2,570,300 | 15.01 |
| リバーグループ従業員持株会 | 1,838,450 | 10.73 |
| 鈴木 徹 | 1,050,000 | 6.13 |
| 鈴木孝雄 | 1,000,000 | 5.84 |
| (株)エンビプロ・ホールディングス | 540,000 | 3.15 |
| 東京鐵鋼(株) | 513,800 | 3.00 |
| 中田光一 | 410,600 | 2.40 |
| 鈴木雄二 | 370,050 | 2.16 |
| 佐々木規夫 | 330,000 | 1.93 |
| 鎌田英彦 | 291,500 | 1.70 |

- (注) 1. 自己株式は保有していません。
 2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年9月27日の株主総会決議に基づき自己株式4,247,200株取得いたしました。その後、当社は、2020年3月24日の東京証券取引所市場第二部上場に際し、自己株式4,247,200株の全てを処分いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年6月30日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------------|--------|---|
| 代表取締役会長 | 鈴木 孝雄 | — |
| 代表取締役社長執行役員 | 松岡 直人 | — |
| 取締役執行役員 | 中田 光一 | サニーメタル(株) 取締役 HIDAKA SUZUTOKU (Thailand) CO., LTD. Director |
| 取締役 | 井上 利夫 | — |
| 取締役 | 戸田 博史 | 郵船ロジスティクス(株) 社外取締役 日本年金機構 理事 |
| 常勤監査役 | 岩田 定廣 | (株)鈴徳 監査役 |
| 監査役 | 大村 扶美枝 | 新堂・松村法律事務所 代表弁護士 カーリットホールディングス(株) 社外取締役 |
| 監査役 | 大寄 康弘 | 大寄法律事務所 代表弁護士 |

- (注) 1. 取締役井上利夫氏及び取締役戸田博史氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岩田定廣氏、監査役大村扶美枝氏及び監査役大寄康弘氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役岩田定廣氏は、金融機関（銀行）における長年の勤務経験に加え、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 2020年1月10日開催の臨時株主総会において、鈴木孝雄氏、松岡直人氏、中田光一氏、井上利夫氏及び戸田博史氏が取締役に、岩田定廣氏、大村扶美枝氏及び大寄康弘氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 2019年9月27日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって、社外取締役竹久健氏及び同貫名保宇氏は任期満了により退任し、社外監査役石岡誠二氏は辞任いたしました。また、2020年1月10日開催の臨時株主総会終結の時をもって、監査役矢野哲史氏は任期満了により退任いたしました。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。また、2020年1月10日をもって監査役を任期満了により退任いたしました矢野哲史氏との間で同様の契約を締結しておりました。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 員数 (名) | 報酬等の額 (千円) |
|------------------|-----------|---------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 7 (4) | 132,200 (10,500) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 5 (4) | 15,400 (12,600) |
| 合計 (うち社外役員) | 12 (8) | 147,600 (23,100) |

- (注) 1. 上記には、2019年9月27日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名及び同時をもって辞任した社外監査役1名並びに2020年1月10日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年3月23日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年3月23日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額17,325千円（社内取締役3名に対し17,325千円）が含まれております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2018年9月28日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

これに基づき、当事業年度中に退任した監査役1名に対し647千円の役員退職慰労金を支給しております。

ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役戸田博史氏は、郵船ロジスティクス(株)の社外取締役及び日本年金機構の理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役岩田定廣氏は、(株) 鈴徳の非常勤監査役であります。同社は当社の子会社であります。
- ・監査役大村扶美枝氏は、新堂・松村法律事務所の代表弁護士及びカーリットホールディングス(株)の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役大寄康弘氏は、大寄法律事務所の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

| | | 出席状況及び発言状況 |
|-------|-------|--|
| 社外取締役 | 井上利夫 | 当事業年度に開催された取締役会全22回に全て出席し、経営者としての豊富な経験・見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 社外取締役 | 戸田博史 | 2019年9月27日就任以降、開催された取締役会全17回に全て出席し、上場会社の元経営者としての豊富な経験・見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 社外監査役 | 岩田定廣 | 当事業年度に開催された取締役会全22回及び監査役会全15回に全て出席し、金融機関勤務に係る豊富なビジネス経験や知識及び公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の業務執行に関して発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム及び内部監査等について、適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 矢野哲史 | 2020年1月10日退任までの間、開催された取締役会全5回及び監査役会全4回に全て出席し、上場会社勤務等に係る豊富なビジネス経験や知識から、取締役会において、取締役の業務執行に関して発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について、適宜、必要な発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 大村扶美枝 | 2019年9月27日就任以降、開催された取締役会全17回及び監査役会全12回に全て出席し、企業法務に係る豊富な経験や知識及び弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の業務執行に関して発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制及び内部監査等について、適宜、必要な発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 大寄康弘 | 2020年1月10日就任以降、開催された取締役会全12回及び監査役会全8回に全てに出席し、国家公務員（法律を専門）としての豊富な経験や知識及び弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の業務執行に関して発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について、適宜、必要な発言を行っております。 |

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

| | 報酬等の額 (千円) |
|-------------------------------------|------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 53,650 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 55,150 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告書」作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制」（いわゆる「内部統制システムの基本方針」）について、取締役会で定め、当社及びその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という。)において社会的要請に的確に応えるとともに、継続的改善を図っております。

- ① 当社グループにおける取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制ならびに業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、当社グループの取締役及び従業員が法令を遵守し、社会的良識を持って行動し企業価値向上を目的とし「グループ経営方針」及び「グループ行動規範」を制定し、周知徹底に努めています。
 - ・当社は、当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備、運用、評価して業務の充実を図っております。
 - ・当社は、独立性の高い社外取締役を複数選任し、取締役の職務の執行に対する取締役会の監督機能を高めております。
 - ・当社グループは、役職員の職務権限を定め管理層の権限を明確にしております。
 - ・当社グループは、職務分掌・決裁権限に基づき業務分担・権限を明確にしております。
 - ・当社は、当社グループの予算編成、実績管理をはじめとする経理の管理を行っております。
 - ・当社は、「関係会社運営規程」に基づき、当社グループ各社に対する経営を主管する部門、事業を管理する部署を定め、当該部門、部署により当社グループ各社を管理しております。
 - ・当社は、当社グループ各社から業務遂行状況等の報告を受け、必要に応じ指導、助言又は協議を行っております。
 - ・当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施しております。
 - ・当社グループは、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス体制の整備を図っております。
 - ・当社は、当社グループのコンプライアンスに関する重要事項の協議及び体制整備を行うため、コンプライアンス委員会を設置しております。
 - ・当社グループにおいて不祥事が発生した場合には、内部監査室、管理部及び顧問弁護士が中心となり調査を行い、重要な事項については当社の取締役会に報告を行います。
 - ・当社グループは、当社管理部の他、社外の第三者機関を窓口とする社内通報制度を設置

しております。

- ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・当社グループは、「取締役会規程」に基づき取締役会議事録を作成、保存、管理しております。
 - ・当社グループは、「文書管理規程」に基づき決裁申請に関する情報を保存、管理しております。
 - ・当社は、株主をはじめ広く社会とコミュニケーションを行い、適時に企業情報を積極的かつ公平に開示しております。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社は、「緊急事態対策規程」に基づき、緊急事態発生時の基本方針を明示しております。
 - ・当社は、緊急事態発生時には危機管理委員会を設置し、全社的な危機管理体制の構築及び危機管理を行っております。
 - ・当社は、「緊急事態対策規程」及び「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおける日常の準備、危機発生時の基本方針を明示しております。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、当社グループにおける取締役の職務の効率化を推進する体制を整備しております。
 - ・当社グループは、経営職位の職務権限を定めると共に、取締役会決議により担当業務及び使用人職務を定め取締役間の業務分担を明確にしております。
 - ・当社は、執行役員を設置し、経営の意思決定と業務執行機能を分離すると共に、それぞれの機能を高め業務執行の迅速化を図っております。
 - ・当社グループは、取締役の意思決定に基づく職務の執行の効率化を推進するため「組織規程」に基づき部門長の業務分担及び権限を明確にしております。
 - ・当社グループは、社内取締役、監査役、執行役員、部長等で構成される経営会議を編成し、取締役会決議事項のうち予め協議を必要とする事項や、業務執行上の重要な意思決定に関する協議を行っております。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人(以下「使用人」という。)は、監査役の求めに応じて配置しております。なお、監査役と内部監査部門との緊密な連携等、適格な体制を構築しております。
 - ・ 使用人の人事(考課、異動)については、監査役の意見を尊重して行うものとし、取締役からの独立性を確保しております。
 - ・ 使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとしております。
- ⑥ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- ・ 当社グループの取締役、監査役及び使用人は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実を直ちに、所定の部門を通じて監査役に報告しております。
 - ・ 当社の監査役は社内重要会議をはじめ全ての会議に出席できることとしております。
 - ・ 社内の決裁申請等重要な意思決定に関わる書類を当社の監査役又は監査役会に回付しております。
 - ・ 当社グループは各社で生じた重要事項やクレーム情報が監査役に報告できる体制を構築しております。
- ⑦ 上記⑥の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社グループは内部通報窓口または監査役への報告を行ったことを理由として、報告者に対する不利な取扱いを行うことを社内規程において禁止しております。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役はその職務の執行に関する費用計画を策定することとしております。ただし、監査役がその職務の執行について、当社に、会社法第388条に基づき費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに処理することとしております。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は内部監査室と意思疎通及び情報の交換がなされるように努めることとしております。
 - ・ 監査役は代表取締役、取締役、社外取締役、執行役員、監査法人等との意見交換を適

宜行い、経営上の重要情報を監査役が知得できる体制を充実させることとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、継続的に経営上の新たなリスクを検討し、必要に応じて社内の諸規程、業務、組織及び人員配置を見直す等、業務の適正を確保するための体制について実効性を向上させております。また、その運用状況については取締役会に報告しております。

当期における、業務の適正を確保するための体制についての運用状況の主な内容は以下の通りです。

① 業務執行の効率性の向上に関する取組

- ・経営会議をはじめとした全社会議体の設置及び定期的な開催や執行役員の選任を通じ、業務執行の効率性向上と迅速化を図りました。
- ・取締役会をはじめ全社会議において当社グループの経営計画の遂行状況を報告すると共に経営上の課題及びその対策につき審議し適切な指導、助言等を行いました。
- ・当社取締役又は当社グループの使用人に子会社の取締役を兼務させ、当該子会社の業務の効率性向上促進と監視、監督に努めました。
- ・「関係会社運営規程」に基づき、子会社等から定期的に報告を受けると共に適切な指導、助言等を行いました。

② コンプライアンスに関する取組

- ・2018年10月に制定した「業務の適正を確保するための体制の基本方針」〈内部統制委員会運営細則〉に則り、当社グループは内部統制委員会に4つの小委員会(コンプライアンス委員会、リスク委員会、情報セキュリティ委員会、J-SOX委員会)を設置し各体制の構築、整備を進めております。
- ・コンプライアンス委員会をはじめ各小委員会は定期的開催し、内部統制委員会を四半期ごとに開催し各小委員会の報告を受け重要事項の審議及び方針決定を行いました。
- ・内部通報窓口の独立性確保及び利用者の一層の利便性向上のために内部通報ホットラインの外部通報先の他に当社管理部総務課に、内部通報ではなく各種相談のための「相談窓口」を設置し、利用者の利便性向上を図りました。

③ 損失の危険の管理に関する取組

- ・リスク委員会が中心となり、「リスク管理規程」及び「緊急事態対策規程」の見直しを行い規程の改訂を行いました。

- ・「安全衛生管理規程」に基づき、安全衛生委員会は各事業所を定期巡回し作業環境をはじめ安全衛生対策の実査を行いました。
- ・広報課、リスク委員会が中心となり重大災害発生時の対応策の一環としてメディアトレーニングを実施し、マスコミ対応の訓練を行いました。

④ 内部監査に関する取組

- ・内部監査室は監査計画に基づき各社各部門及び関連会社の内部監査を実施しました。
- ・内部監査室は監査結果を取締役会及び全社会議体で報告しました。

⑤ 監査役会に関する取組

- ・常勤監査役は取締役会の他、重要会議へ出席し業務執行状況報告を受け、意思決定過程や内容について監査を行いました。
- ・常勤監査役は重要な決裁申請や会議体へ参加し合理的な判断を行っているかを確認しております。また、内部監査室と会計監査人と定期的な意見交換も行いそれらの内容を監査役会にて報告を行い非常勤監査役との連携を取っております。

⑥ 関係会社管理体制の取組

- ・当社グループは、グループ共通の企業理念のもと当社が直接経営管理を実施し、当社グループ以外の関係会社は役員派遣、重要会議への参加、定期報告を通じ経営管理を行うことで関係会社経営管理の一体性を確保しております。
- ・当社は「関係会社運営規程」に基づき、当社グループ全体に関する重要事項について各社より承認申請を受けると共にこれに準じる事項について報告を受けております。
- ・当社は、原則毎月社長会を開催し、当社グループより定期的に報告又は必要に応じて都度、報告を受けております。
- ・当社の監査役及び内部監査室は定期的に当社グループの監査を行い、業務の適正な運用及び体制の確認を行い、その結果を取締役会にて報告しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について特に定めておりません。しかしながら、当社のみならず株主の皆様、当社のお取引先様、従業員、当社の利害関係者において重要な事項であることから企業価値の向上を第一主義として、適宜対応してまいります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への将来にわたる安定配当を重要課題のひとつとして認識しております。配当政策につきましては、今後の事業展開及び財務体質の充実等を勘案のうえ、積極的に配当を実施していく方針としており、剰余金の配当は、毎年6月末日を基準とする年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき第13期の配当につきましては、期末配当として1株につき35円(うち、普通配当25円、記念配当10円)としております。

会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によってできる旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

内部留保資金の使途につきましては、経営体質強化と将来の事業展開に投資してまいります。

なお、基準日が第12期及び第13期に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) |
|--------------------------|----------------|-----------------|
| 2019年9月27日 定時株主総会決議 | 68,506 | 4 |
| 2020年9月29日 定時株主総会決議予定 | 599,427 | 35 |

連結貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---------------|-------------------|----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 10,116,555 | 流動負債 | 9,876,890 |
| 現金及び預金 | 6,696,726 | 買掛金 | 860,185 |
| 受取手形及び売掛金 | 1,739,628 | 短期借入金 | 5,950,000 |
| たな卸資産 | 675,932 | 1年内返済予定の長期借入金 | 275,872 |
| その他 | 1,030,292 | リース債務 | 228,049 |
| 貸倒引当金 | △26,024 | 未払金 | 1,035,775 |
| 固定資産 | 18,127,967 | 未払費用 | 765,759 |
| 有形固定資産 | 16,981,246 | 未払法人税等 | 330,716 |
| 建物及び構築物 | 6,135,775 | 賞与引当金 | 141,337 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,378,509 | 役員賞与引当金 | 30,625 |
| 土地 | 8,664,039 | その他 | 258,568 |
| リース資産 | 463,155 | 固定負債 | 2,157,947 |
| 建設仮勘定 | 176,452 | 長期借入金 | 1,406,924 |
| その他 | 163,312 | リース債務 | 366,155 |
| 無形固定資産 | 33,690 | 退職給付に係る負債 | 38,976 |
| 投資その他の資産 | 1,113,029 | 長期未払金 | 199,427 |
| 投資有価証券 | 35,702 | 繰延税金負債 | 86,387 |
| 関係会社株式 | 754,440 | その他 | 60,075 |
| 繰延税金資産 | 156,389 | 負債合計 | 12,034,838 |
| その他 | 169,081 | (純資産の部) | |
| 貸倒引当金 | △2,584 | 株主資本 | 16,144,158 |
| | | 資本金 | 1,715,000 |
| | | 資本剰余金 | 1,642,342 |
| | | 利益剰余金 | 12,786,816 |
| | | その他の包括利益累計額 | 65,524 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 9,370 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △15,903 |
| | | 為替換算調整勘定 | 72,057 |
| | | 純資産合計 | 16,209,683 |
| 資産合計 | 28,244,522 | 負債純資産合計 | 28,244,522 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高 | | 28,375,740 |
| 売上原価 | | 23,933,652 |
| 売上総利益 | | 4,442,088 |
| 販売費及び一般管理費 | | 3,461,861 |
| 営業利益 | | 980,227 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 159 | |
| 受取配当金 | 762 | |
| 固定資産賃貸料 | 256,397 | |
| 持分法による投資利益 | 86,729 | |
| その他 | 177,085 | 521,134 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 45,187 | |
| 固定資産賃貸費用 | 85,338 | |
| 上場関連費用 | 29,686 | |
| その他 | 59,561 | 219,773 |
| 経常利益 | | 1,281,589 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 635,603 | 635,603 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 14,919 | |
| 減損損失 | 37,272 | 52,192 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 1,864,999 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 487,142 | |
| 法人税等調整額 | 160,699 | 647,842 |
| 当期純利益 | | 1,217,156 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 1,217,156 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|----------------------------------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 1,715,000 | 2,084,051 | 11,638,165 | - | 15,437,216 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 68,506 | | △ 68,506 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 1,217,156 | | 1,217,156 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 4,213,222 | △ 4,213,222 |
| 自己株式の処分 | | △ 441,708 | | 4,213,222 | 3,771,513 |
| 株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純 額) | | | | | - |
| 当連結会計年度変動額合計 | - | △ 441,708 | 1,148,650 | - | 706,942 |
| 当連結会計年度末残高 | 1,715,000 | 1,642,342 | 12,786,816 | - | 16,144,158 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 純資産合計 |
|----------------------------------|------------------|-------------|--------------|-----------------------|-------------|
| | その他有価証 券評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換算 調整勘定 | その他の 包括利益 累計額合計 | |
| 当連結会計年度期首残高 | 29,098 | △ 27,580 | 35,406 | 36,924 | 15,474,141 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | - | △ 68,506 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | - | 1,217,156 |
| 自己株式の取得 | | | | - | △ 4,213,222 |
| 自己株式の処分 | | | | - | 3,771,513 |
| 株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純 額) | △ 19,727 | 11,677 | 36,650 | 28,599 | 28,599 |
| 当連結会計年度変動額合計 | △ 19,727 | 11,677 | 36,650 | 28,599 | 735,542 |
| 当連結会計年度末残高 | 9,370 | △ 15,903 | 72,057 | 65,524 | 16,209,683 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数

8社

・連結子会社の名称

(株)鈴徳

メタルリサイクル(株)

中田屋(株)

サニーメタル(株)

フェニックスメタル(株)

NNY(株)

イツモ(株)

(株)新生

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数

2社

・主要な会社等の名称

メジャーヴィーナス・ジャパン(株)

HIDAKA SUZUTOKU (Thailand) CO., LTD.

② 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、事業年度の末日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

当社及び連結子会社は主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ただし、貯蔵品については主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ハ. デリバティブ

時価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～45年

機械装置及び運搬具 4年～5年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社及び連結子会社は役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及びリスク管理方針に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

二. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、連結子会社であるメタルリサイクル(株)の事務所棟の建て替えを決議いたしました。また、当連結会計年度において、連結子会社である中田屋(株)船堀工場の閉鎖を決議いたしました。この建て替え及び閉鎖により除却見込みとなる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当連結会計年度の減価償却費が55,356千円増加し、営業利益、経常利益が同額減少しておりますが、当連結会計年度にメタルリサイクル(株)の旧建物の一部の取り壊しを完了したため、税金等調整前当期純利益は35,409千円減少しております。

3. 追加情報

新型コロナウイルス感染症(以下、「本感染症」という。)の拡大は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、当社グループの事業活動にも一定の影響を及ぼしています。本感染症の拡大は提出日現在においても継続しており、会計上の見積りを行う仮定として、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難な状況にあります。

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性及び減損損失の認識の判定等において、会計上の見積りを行っており、本感染症の影響を会計上の見積りに反映するにあたり、主として次のような仮定を置いております。

- ・当社グループは、本感染症の収束時期の見積りとして、2020年6月期以降正常化していき、2021年6月期中に収束するシナリオを想定しています。

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、不確実性の高い環境下であり、本感染症の広がり方や収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

| | | |
|-----------|-------------|--------------|
| 建物及び構築物 | 1,106,169千円 | (15,052千円) |
| 機械装置及び運搬具 | 9,364千円 | (9,364千円) |
| 土地 | 3,846,152千円 | (155,000千円) |
| 計 | 4,961,685千円 | (179,417千円) |

② 担保に係る債務

| | | |
|-----------------------------------|-----------|-------|
| 長期借入金 | 603,804千円 | (-) |
| 上記のうち () 内書は工場財団抵当及び当該債務を示しております | | |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 21,827,735千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し、保証を行っております。

HIDAKA SUZUTOKU (Thailand) CO., LTD. 166,065千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 17,126,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当 額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2019年9月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 68,506 | 4 | 2019年6月30日 | 2019年9月28日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2020年9月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 599,427 | 35 | 2020年6月30日 | 2020年9月30日 |

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金及び長期的な設備投資資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業の業務又は資本提携等に関連する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で13年後であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした

金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について、経理部財務課が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引に関する権限規程に基づき、取締役会で承認し、これに従い経理部財務課において取引を行い、経理部経理課において記帳及び契約先と残高照合等を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部財務課が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。なお、連結子会社においても、当社と同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、(2)金融商品の時価等に関する事項におけるデリバティブ取引に関する金額は、それ自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------------------------|-----------------|------------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 6,696,726 | 6,696,726 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 1,739,628 | | |
| 貸倒引当金 (*1) | △26,024 | | |
| 小計 | 1,713,604 | 1,713,604 | — |
| (3) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 30,802 | 30,802 | — |
| 資産計 | 8,441,133 | 8,441,133 | — |
| (1) 買掛金 | 860,185 | 860,185 | — |
| (2) 短期借入金 | 5,950,000 | 5,950,000 | — |
| (3) 未払金 | 1,035,775 | 1,035,775 | — |
| (4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む) | 1,682,796 | 1,671,802 | △10,993 |
| (5) リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む) | 594,205 | 585,083 | △9,122 |
| (6) 長期未払金 | 199,427 | 197,483 | △1,943 |
| 負債計 | 10,322,391 | 10,300,330 | △22,060 |
| デリバティブ取引 (*2) | (22,921) | (22,921) | — |

(*1) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）、(5) リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）、(6) 長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

(1) 金利スワップ

金利スワップの時価については、金融機関の算定する価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

| 区分 | 当連結会計年度 (2020年6月30日) |
|-------|-------------------------|
| 非上場株式 | 4,900千円 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度（2020年6月30日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 6,664,376 | — | — | — |
| 受取手形及び売掛金 | 1,739,628 | — | — | — |
| 合計 | 8,404,005 | — | — | — |

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度（2020年6月30日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 5,950,000 | — | — | — | — | — |
| 長期借入金 | 275,872 | 218,932 | 211,172 | 183,458 | 114,336 | 679,026 |
| リース債務 | 228,049 | 162,896 | 114,086 | 50,417 | 23,788 | 14,967 |
| 合計 | 6,453,921 | 381,828 | 325,258 | 233,875 | 138,124 | 693,993 |

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地等を保有しております。

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額 | 時価 |
|-------------|-------------|
| 3,317,953千円 | 3,066,300千円 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、企業会計基準適用指針第23号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」第33項に基づき、土地については主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものも含む）、建物等の償却性資産については適正な帳簿価額をもって時価とみなしております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 946円46銭
 (2) 1株当たりの当期純利益 81円12銭

貸借対照表
(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 12,559,776 | 流動負債 | 5,882,861 |
| 現金及び預金 | 3,355,677 | 買掛金 | 70,864 |
| 売掛金 | 84,024 | 短期借入金 | 5,400,000 |
| 貯蔵品 | 1,762 | 1年内返済予定長期借入金 | 94,004 |
| 前払費用 | 12,672 | リース債務 | 39,660 |
| 短期貸付金 | 8,540,141 | 未払金 | 87,047 |
| 1年内回収予定長期貸付金 | 69,564 | 未払費用 | 87,436 |
| 未収入金 | 32,342 | 未払法人税等 | 40,000 |
| 未取還付法人税等 | 614,175 | 未払消費税等 | 26,241 |
| その他 | 416 | 前受金 | 232 |
| 貸倒引当金 | △151,000 | 預り金 | 7,321 |
| 固定資産 | 5,122,991 | 賞与引当金 | 12,728 |
| 有形固定資産 | 386,039 | 役員賞与引当金 | 17,325 |
| 建物附属設備 | 24,877 | 固定負債 | 1,066,925 |
| 車両運搬具 | 182 | 長期借入金 | 959,658 |
| 工具器具備品 | 85,891 | リース債務 | 909 |
| 土地 | 237,523 | 長期未払金 | 83,436 |
| リース資産 | 37,564 | 金利スワップ | 22,921 |
| 無形固定資産 | 33,262 | 負債合計 | 6,949,786 |
| 権利金 | 1,037 | (純資産の部) | |
| ソフトウェア | 32,225 | 株主資本 | 10,744,854 |
| 投資その他の資産 | 4,703,689 | 資本金 | 1,715,000 |
| 投資有価証券 | 10,308 | 資本剰余金 | 4,367,090 |
| 関係会社株式 | 3,638,851 | 資本準備金 | 2,247,504 |
| 出資金 | 110 | その他資本剰余金 | 2,119,586 |
| 長期貸付金 | 956,318 | 利益剰余金 | 4,662,764 |
| 敷金 | 61,753 | 利益準備金 | 3,795 |
| 保証金 | 11 | その他利益剰余金 | 4,658,968 |
| 長期前払費用 | 974 | 繰越利益剰余金 | 4,658,968 |
| 繰延税金資産 | 35,361 | 評価・換算差額等 | △11,873 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 4,030 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △15,903 |
| | | 純資産合計 | 10,732,981 |
| 資産合計 | 17,682,768 | 負債純資産合計 | 17,682,768 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高 | | 4,580,202 |
| 売上原価 | | 248,883 |
| 売上総利益 | | 4,331,318 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,380,016 |
| 営業利益 | | 2,951,301 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 29,756 | |
| 受取配当金 | 180 | |
| 受取賃貸料 | 15,461 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 13,000 | |
| その他 | 8,341 | 66,739 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 19,572 | |
| 上場関連費用 | 29,686 | |
| その他 | 7,128 | 56,386 |
| 経常利益 | | 2,961,654 |
| 税引前当期純利益 | | 2,961,654 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 10,356 | |
| 法人税等調整額 | △15,845 | △5,488 |
| 当期純利益 | | 2,967,142 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|--------------|-------|-----------------------------|--------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合 計 |
| 当期首残高 | 1,715,000 | 2,247,504 | 2,561,295 | 4,808,799 | 3,795 | 1,760,331 | 1,764,127 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | - | | △ 68,506 | △ 68,506 |
| 当期純利益 | | | | - | | 2,967,142 | 2,967,142 |
| 自己株式の取得 | | | | - | | | - |
| 自己株式の処分 | | | △ 441,708 | △ 441,708 | | | - |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | | | | - | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | △ 441,708 | △ 441,708 | - | 2,898,636 | 2,898,636 |
| 当期末残高 | 1,715,000 | 2,247,504 | 2,119,586 | 4,367,090 | 3,795 | 4,658,968 | 4,662,764 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-----------------------------|-------------|-------------|----------------------|-------------|----------------|-------------|
| | 自己株式 | 株主資本合 計 | その他有価 証券評価差 額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | - | 8,287,926 | 11,260 | △ 27,580 | △ 16,320 | 8,271,606 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △ 68,506 | | | - | △ 68,506 |
| 当期純利益 | | 2,967,142 | | | - | 2,967,142 |
| 自己株式の取得 | △ 4,213,222 | △ 4,213,222 | | | - | △ 4,213,222 |
| 自己株式の処分 | 4,213,222 | 3,771,513 | | | - | 3,771,513 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | | - | △ 7,230 | 11,677 | 4,447 | 4,447 |
| 当期変動額合計 | - | 2,456,927 | △ 7,230 | 11,677 | 4,447 | 2,461,374 |
| 当期末残高 | - | 10,744,854 | 4,030 | △ 15,903 | △ 11,873 | 10,732,981 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ.子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ.その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

・商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

イ.ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ.ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ.ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及びリスク管理方針に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ニ.ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両社の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

| | |
|--------------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 220,754千円 |
| (2) 保証債務 | |
| 子会社及び関連会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。 | |
| メタルリサイクル(株) | 200,000千円 |
| HIDAKA SUZUTOKU (Thailand) CO., LTD. | 166,065千円 |
| 計 | 366,065千円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 8,555,856千円 |
| ② 長期金銭債権 | 1,025,882千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 177,027千円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | |
|------------|-------------|
| 売上高 | 4,085,029千円 |
| 仕入高 | 173,319千円 |
| その他の営業取引高 | 243,603千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 48,283千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 一株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-----------------------|------------|
| 関係会社株式評価損 | 138,888千円 |
| 貸倒引当金 | 46,236千円 |
| 未払役員退職慰労金 | 23,330千円 |
| 未払事業税 | 7,256千円 |
| 未払確定拠出年金移換金 | 3,325千円 |
| 賞与引当金 | 3,897千円 |
| 金利スワップ | 7,018千円 |
| その他 | 17,878千円 |
| 繰延税金資産小計 | 247,834千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △210,695千円 |
| 評価性引当額小計 | △210,695千円 |
| 繰延税金資産合計 | 37,139千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △1,778千円 |
| 繰延税金負債合計 | △1,778千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 35,361千円 |

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|--------|---------|-------------------------|-----------|-------------|--------------|----|--------------|
| 法人主要株主 | (株)INCJ | 被所有 直接 1—% 間接 1—% | — | 自己株式の取得 (注) | 4,187,430 | — | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2019年9月27日の株主総会決議に基づき、2019年9月30日に自己株式を取得いたしました。取引条件については、独立した第三者評価機関の評価報告書を参考に決定しており、取引価格は普通株式1株につき992円にて行っております。

(2) 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) | |
|-----|-----------------|---------------------|--|--------------|--------------|-------|--------------|---------|
| 子会社 | (株)鈴徳 | 所有 直接 100% | 経 理 ・ 人 事 ・ 総 務 ・ 法 務 監 査 ・ 広 報 ・ 情 報 シ ス テ ム に 関 する 事 務 代 行 及 び グ ル ー プ 運 営 管 理 資 金 の 貸 付 事 務 所 の 賃 貸 借 | 金銭の貸付 | 272,220 | 短期貸付金 | 4,040,000 | |
| | | | | | | | 長期貸付金 | 972,220 |
| | | | | 経営指導料 の受取 | 301,200 | - | - | |
| | | | | 賃借料の支 払 | 31,200 | 未払金 | 34,320 | |
| | | | | 出向料の支 払 | 44,777 | - | - | |
| | | | 利息の受取 | 15,649 | 未収入金 | 1,514 | | |
| 子会社 | メタルリサ イクル(株) | 所有 直接 100% | 経 理 ・ 人 事 ・ 総 務 ・ 法 務 監 査 ・ 広 報 ・ 情 報 シ ス テ ム に 関 する 事 務 代 行 及 び グ ル ー プ 運 営 管 理 資 金 の 貸 付 債 務 保 証 | 金銭の貸付 | 210,000 | 短期貸付金 | 360,000 | |
| | | | | 経営指導料 の受取 | 190,800 | - | - | |
| | | | | 出向料の支 払 | 11,973 | - | - | |
| | | | | 債務保証 | 200,000 | - | - | |
| 子会社 | 中田屋(株) | 所有 直接 100% | 経 理 ・ 人 事 ・ 総 務 ・ 法 務 監 査 ・ 広 報 ・ 情 報 シ ス テ ム に 関 する 事 務 代 行 及 び グ ル ー プ 運 営 管 理 資 金 の 貸 付 土 地 及 び 事 務 所 の 賃 貸 借 | 金銭の貸付 | 1,100,000 | 短期貸付金 | 2,000,000 | |
| | | | | 経営指導料 の受取 | 376,800 | - | - | |
| | | | | 出向料の支 払 | 121,823 | - | - | |
| | | | | 賃貸料収入 | 11,197 | 未収入金 | 7,980 | |

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-------------------|---------------------|--|--------------|--------------|-------|--------------|
| 子会社 | 中田屋(株) | 所有 直接 100% | 経 理 ・ 人 事 ・ 総 務 ・ 法 務 監 査 ・ 広 報 ・ 情 報 シ ス テ ム に 関 する 事 務 代 行 及 び グ ル ー プ 運 営 管 理 資 金 の 貸 付 土 地 及 び 事 務 所 の 賃 貸 借 | 金銭の貸付 | 1,100,000 | 短期貸付金 | 2,000,000 |
| | | | | 経営指導料 の受取 | 376,800 | - | - |
| | | | | 出向料の支 払 | 121,823 | - | - |
| | | | | 賃貸料収入 | 11,197 | 未収入金 | 7,980 |
| 子会社 | サニーマタ ル(株) | 所有 直接 100% | 経 理 ・ 人 事 ・ 総 務 ・ 法 務 監 査 ・ 広 報 ・ 情 報 シ ス テ ム に 関 する 事 務 代 行 及 び グ ル ー プ 運 営 管 理 資 金 の 貸 付 | 金銭の貸付 | 403,170 | 短期貸付金 | 820,297 |
| | | | | 経営指導料 の受取 | 63,600 | - | - |
| 子会社 | フェニックス スメタル(株) | 所有 直接 100% | 経 理 ・ 人 事 ・ 総 務 ・ 法 務 監 査 ・ 広 報 ・ 情 報 シ ス テ ム に 関 する 事 務 代 行 及 び グ ル ー プ 運 営 管 理 資 金 の 貸 付 | 金銭の貸付 | 200,722 | 短期貸付金 | 200,722 |
| | | | | 経営指導料 の受取 | 154,800 | - | - |
| 子会社 | NNY(株) | 所有 直接 100% | 経 理 ・ 人 事 ・ 総 務 ・ 法 務 監 査 ・ 広 報 ・ 情 報 シ ス テ ム に 関 する 事 務 代 行 及 び グ ル ー プ 運 営 管 理 資 金 の 貸 付 | 金銭の貸付 | △65,771 | 短期貸付金 | 517,111 |
| | | | | | | 長期貸付金 | 53,662 |
| | | | | 経営指導料 の受取 | 70,800 | - | - |

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|------|--|---------------------|---|--------------------|--------------|-------|--------------|
| 子会社 | イツモ(株) | 所有 | 経 理 ・ 人 事 ・ 総 務 ・ 法 務 監 査 ・ 広 報 ・ 情 報 シ ス テ ム に 関 する 事 務 代 行 及 び グ ル ー プ 運 営 管 理 資 金 の 借 入 | 金銭の借入 | － | 短期借入金 | 100,000 |
| | | 直接 100% | | 経 営 指 導 料 の 受 取 | 20,400 | － | － |
| 子会社 | (株)新生 | 所有 | 経 理 ・ 人 事 ・ 総 務 ・ 法 務 監 査 ・ 広 報 ・ 情 報 シ ス テ ム に 関 する 事 務 代 行 及 び グ ル ー プ 運 営 管 理 資 金 の 貸 付 | 金銭の貸付 | △15,227 | 短期借入金 | 602,010 |
| | | 直接 100% | | 経 営 指 導 料 の 受 取 | 30,000 | － | － |
| 関連会社 | HIDAKA SUZUTOKU (Thailand) CO. , LTD. | 所有 直接 49% | 債務保証 | 債務保証 | 166,065 | － | － |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 金銭の貸付及び金銭の借入の取引金額は期首と期末の差額を記載しております。
 3. 経営指導料については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として決定しております。
 4. 賃借料及び賃貸料については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。
 5. 連結子会社から当社への出向料は、出向者に係る人件費相当額を基礎として決定しております。
 6. 金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 7. 子会社である(株)新生への短期貸付金に対し、当事業年度において151,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において13,000千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
 8. 債務保証については、設備資金・運転資金等として金融機関からの融資に対して保証を行ったものであり、保証料の受領はしていません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 626円68銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 197円77銭 |

以上、リバーホールディングス2020年3月期事業報告

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役となる者を除く。）となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役となる者を除く。）となる者は、以下の通りであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | (1)所有する当社の 株式の数 (2)所有するリバー ホールディング スの株式の数 (3)割当てられる共 同持株会社の株 式の数 |
|--|--|---|
| まつ おか なお と 松岡直人 (1949年4月20日) | 1972年4月 三菱商事株式会社入社 1999年4月 上野鉄鋼株式会社代表取締役社長就任 2001年3月 メタルリサイクル株式会社取締役就任 2004年4月 株式会社メタルワン建材(現エムエム建材株式会社) 代表取締役社長就任 2008年4月 株式会社メタルワン専務執行役員厚板・鋼管・建材本部長就任 2009年4月 同社代表取締役社長兼CEO就任 2015年9月 リバーホールディングス株式会社代表取締役社長就任 2016年9月 HIDAKA SUZUTOKU (Thailand) CO.,LTD. Director 2017年6月 サニーメタル株式会社取締役就任 フェニックスメタル株式会社取締役就任 2018年5月 リバーホールディングス株式会社代表取締役社長 執行役員 (現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) リバーホールディングス株式会社代表取締役社長 | (1) 一株 (2) 一株 (3) 一株 |
| 【取締役候補者の選任理由】 松岡直人氏は、三菱商事（株）に入社して以来、鉄鋼分野の第一線で活躍し、（株）メタルワン建材(現 エムエム建材（株）)及び（株）メタルワンの両社にて代表取締役社長を務めるなど経営全般に関する豊富な知識と経験を有し、2015年9月に当社代表取締役社長に就任して以降も、その職務・職責を適切に果たし、当社及び当社グループの成長に多大なる貢献を果たしております。こうした経験と知見を活かし、本共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。 | | |

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | (1) 所有する当社の株式の数 (2) 所有するリバーホールディングスの株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数 |
|---|---|--|
| あべみつお 阿部光男 (1960年6月29日) | <p>2016年3月 株式会社りそな銀行常務執行役員退任</p> <p>2017年3月 りそな決済サービス株式会社代表取締役社長退任</p> <p>2017年4月 株式会社タケエイ入社執行役員経営企画本部副本部長就任</p> <p>2018年1月 株式会社タケエイ執行役員営業本部副本部長兼関連事業部長就任</p> <p>2018年6月 株式会社タケエイ取締役 常務執行役員経営企画本部部長就任</p> <p>2019年6月 株式会社タケエイ代表取締役社長就任(現任) 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社タケエイ代表取締役社長 株式会社T・Vエナジーホールディングス代表取締役社長 株式会社T&Hエコみらい代表取締役社長 株式会社TEC武隈代表取締役社長</p> | <p>(1) 13,400株</p> <p>(2) 一株</p> <p>(3) 16,616株</p> |
| <p>【取締役候補者の選任理由】</p> <p>阿部光男氏は、2017年4月に株式会社タケエイへ入社以降、営業本部副本部長、経営企画本部副本部長を経て、2018年6月に取締役就任。翌年2019年6月に代表取締役社長就任以降も、長年の金融機関での豊富な経験と優れた経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人材であると判断し、取締役候補者としております。</p> | | |

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | (1)所有する当社の 株式の数 (2)所有するリバー ホールディング スの株式の数 (3)割当てられる共 同持株会社の株 式の数 |
|--|--|---|
| <p>すずき たか お 鈴木 孝 雄 (1941年9月25日)</p> | <p>1968年4月 株式会社鈴木徳五郎商店(現リバー株式会 社)入社 1973年4月 同社取締役就任 1978年7月 同社常務取締役就任 1985年4月 同社代表取締役社長就任 1996年6月 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会会 長就任 2002年1月 メタルリサイクル株式会社取締役会長就任 2003年12月 中田屋株式会社代表取締役会長就任 2006年4月 株式会社鈴徳(現リバー株式会社)代表取 締役会長就任 2007年7月 リバーホールディングス株式会社設立代表 取締役社長就任 2013年9月 同社代表取締役会長就任(現任) 2015年12月 メジャーヴィーナス・ジャパン株式会 社代表取締役会長就任 2021年4月 ベステラ株式会社社外取締役就任(現任) 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) リバーホールディングス株式会社代表取締役会長</p> | <p>(1) 一株 (2) 1,000,000株 (3) 1,000,000株</p> |
| <p>【取締役候補者の選任理由】 鈴木孝雄氏は、当社の中核会社である(株)鈴木徳五郎商店(現 リバー(株))に入社して以来、50年以上にわたって金属リサイクル事業及び産業廃棄物事業に携わり、金属リサイクル事業等に関する深い知識と経験を有しております。当社主要子会社の代表取締役を歴任すると共に、2007年7月の当社設立時に当社代表取締役社長、2013年9月より当社代表取締役会長を務め、長年その職務・職責を適切に果たし、当社グループの経営を指揮し、当社の企業価値の向上に貢献してまいりました。こうした経験と知見を活かし、本共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。</p> | | |

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | (1)所有する当社の 株式の数 (2)所有するリバー ホールディング スの株式の数 (3)割当てられる共 同持株会社の株 式の数 |
|---|---|---|
| みつもと まもる 三本守 (1947年6月10日) | 1977年3月 武栄建設興業株式会社(現株式会社タケエイ)取締役就任 1983年6月 株式会社タケエイ代表取締役社長就任 2010年6月 株式会社タケエイ代表取締役会長就任(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社タケエイ代表取締役会長 株式会社門前クリーンパーク代表取締役 株式会社グリーンアローズホールディングス代表取締役 一般財団法人タケエイSDGs推進財団代表理事 | (1) 1,713,600株 (2) 一株 (3) 2,124,864株 |
| 【取締役候補者の選任理由】 三本守氏は、株式会社タケエイ創業当初から50年以上にわたって産業廃棄物処理業に携わり、環境事業に関する豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。1983年6月から当社代表取締役、2010年6月から代表取締役会長を務め、長年その職務・職責を適切に果たしており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人材であると判断し、取締役候補者としております。 | | |

- (注) 1. 所有するタケエイの株式数は2021年3月31日現在の所有状況に基づき記載しております。
 2. 所有するリバーホールディングスの株式数は2020年12月31日現在の所有状況に基づき記載しております。
 3. 割当てられる共同持株会社の株式の数は、当該所有状況に基づき株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式の数は、共同持株会社の設立の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
 4. 各候補者と両社との間には特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
 5. 共同持株会社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結する予定であります。当該保険契約によって、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償および訴訟費用が補償されます。各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

8. 共同持株会社の監査等委員である取締役となる者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項

共同持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | (1)所有する当社の株式の数 (2)所有するリバーホールディングスの株式の数 (3)割当てられる共同持株会社の株式の数 |
|---|---|---|
| <p>いし いとも じ 石井友二 (1953年11月22日)</p> <p>【社外取締役】</p> | <p>1984年2月 公認会計士登録 1996年4月 株式会社アクシスウェイブ（ホワイトボックスコンサルティング株式会社に商号変更後、ホワイトボックス株式会社に吸収合併）設立、代表取締役就任 2003年4月 監査法人ブレインワーク代表社員就任（現任） 2003年12月 ホワイトボックス株式会社設立、代表取締役就任（現任） 2005年6月 株式会社タケエイ監査役就任（現任） 2007年4月 株式会社ココケチア取締役就任 2014年3月 株式会社ブロードリーフ監査役就任 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社タケエイ監査役 監査法人ブレインワーク代表社員 ホワイトボックス株式会社代表取締役</p> | <p>(1) 24,900株 (2) 一株 (3) 30,876株</p> |
| <p>【社外取締役候補者の選任理由】</p> <p>石井友二氏は、2005年6月に株式会社タケエイの社外監査役に就任し、公認会計士として培われた専門的な知己と豊富な実務経験を活かし、その職務・職責を適切に果たしており、新たに設立する共同持株会社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> | | |

| 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | (1)所有する当社の 株式の数 (2)所有するリバー ホールディング スの株式の数 (3)割当てられる共 同持株会社の株 式の数 |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center;">おおむらふみえ 大村扶美枝 (1958年7月13日)</p> <p style="text-align: center;">【社外取締役】</p> | <p>1994年4月 ブレークモア法律事務所入所 1996年10月 坂井秀行法律事務所入所 2006年6月 市ヶ谷国際法律事務所入所（現 新堂・松村法律事務所）（現任） 2015年6月 カーリットホールディングス株式会社 社外取締役（現任） 2018年9月 リバーホールディングス株式会社補欠監査役就任 2019年9月 同社監査役就任（現任） 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) リバーホールディングス株式会社監査役</p> | <p>(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株</p> |
| <p>【社外取締役候補者の選任理由】</p> <p>大村扶美枝氏は、弁護士として、企業法務に関する豊富な知識と高い見識を有し、また、上場企業の社外取締役としての経験も有しており、その専門知識及び経験等を活かすことで、新たに設立する共同持株会社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> | | |

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | (1)所有する当社の 株式の数 (2)所有するリバー ホールディング スの株式の数 (3)割当てられる共 同持株会社の株 式の数 |
|--|--|---|
| <p>すえ まつ ひろ ゆき 末松 広行 (1959年5月28日)</p> <p>【社外取締役】</p> | <p>1983年4月 農林水産省入省 2002年3月 総理大臣官邸内閣参事官 2006年10月 農林水産省大臣官房環境政策課長 2007年7月 同省大臣官房企画評価課長 2008年4月 同省大臣官房食料安全保障課長 2009年4月 同省大臣官房政策課長 2010年7月 同省林野庁林政部長 2014年4月 同省関東農政局長 2015年7月 同省農村振興局長 2016年6月 経済産業省産業技術環境局長 2018年7月 農林水産省農林水産事務次官 2020年8月 同省退官 2020年10月 次世代産業研究所株式会社代表取締役社長(現任) 2021年1月 東京農業大学農生命科学研究所特命教授 現在に至る(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 東京農業大学農生命科学研究所特命教授 次世代産業研究所株式会社代表取締役</p> | <p>(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株</p> |

【社外取締役候補者の選任理由】

末松広行氏は、1983年農林水産省へ入省後、長きにわたり同省を中心に経済産業省、官邸、地方行政へも携わり、2018年には農林水産事務次官も務められました。長年培われた経験から、経済・政策動向や法令等に関する、高い見識及び専門的な知識を有し、新たに設立する共同持株会社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 所有する株式会社タケエイの株式数は2021年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、割当てられる共同持株会社の株式の数は、当該所有状況に基づき株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式の数は、共同持株会社の設立の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
2. 石井友二氏、大村扶美枝氏、および末松広行氏は監査等委員の社外取締役候補者であります。

3. 石井友二氏は株式会社タケエイの社外監査役に就任されておりますが、本議案が承認可決された場合、本株式移転の効力発生日の前日（2021年9月30日）をもって株式会社タケエイの社外監査役を辞任し、本株式移転の効力発生日（同年10月1日）付で共同持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。
4. 末松広行氏が代表取締役を務める次世代産業研究所株式会社と株式会社タケエイは経営に関するコンサルティング業務委託契約を締結し、取引がございしますが、2020年度の株式会社タケエイの売上高に占める取引額は1%未満であることから、独立性を十分有しております。また、本議案が承認可決された場合、本株式移転の効力発生日の前日（2021年9月30日）をもって本業務委託契約を解除する予定であります。
5. 本議案が承認され、共同持株会社が設立、上場された場合には、監査等委員である取締役全員を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
6. 本議案が承認され、共同持株会社が設立、上場された場合には、監査等委員である取締役全員と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償限度額は法令が定める額としております。
7. 共同持株会社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結する予定であります。当該保険契約によって、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償および訴訟費用が補償されます。各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

9. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項
共同持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

| | | |
|------------|---|---------------------------|
| 名 称 | 有限責任 あずさ監査法人 | |
| 主たる事務所の所在地 | 東京都新宿区津久戸町1番2号 | |
| 沿革 | 1985年7月 監査法人朝日新和会計社設立 1993年10月 井上斎藤英和監査法人と合併し、名称を朝日監査法人とする 2004年1月 あずさ監査法人と合併し、名称をあずさ監査法人とする 2010年7月 有限責任監査法人へ移行し、名称を「有限責任 あずさ監査法人」とする | |
| 調査関与会社数 | 3,663社 | |
| 資本金 | 3,000百万円 | |
| 構成人員 | 公認会計士 | 3,102名 (代表社員28名、社員511名) |
| | 会計士試験合格者 | 988名 |
| | 監査補助職員 | 1,219名 (特定社員34名、うち代表社員1名) |
| | その他職員 | 746名 |
| | 合 計 | 6,055名 |

(注) 有限責任 あずさ監査法人を会計監査人とした理由は、同監査法人が共同持株会社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び内部管理体制等を有しており、適任であると判断したためであります。

第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を最重視すべき経営課題の一つととらえ、安定的な配当の実現を目指して取り組んでおります。

以上の基本方針を踏まえ、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金15円を含め、1株につき30円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円 総額 418,247,010円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月24日

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役9名は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しに伴い取締役を1名減員し、社外取締役2名とあわせて、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役会の取締役選任にあたりましては、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の経営に対し十分な経験と見識を有し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する者であることとしております。また、当社全体を統括する取締役及び各事業部門、管理部門、営業部門を統括する取締役を中心とし、加えて経営の透明性、健全性を確保するために独立社外取締役2名以上で構成することとしております。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-------|---|--|----------------|
| 1 | みづもと まもる 三本守 (1947年6月10日) 【再任】 | 1977年3月 武米建設興業株式会社(現株式会社タケエイ)取締役就任 1983年6月 当社代表取締役社長就任 2010年6月 当社代表取締役会長就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社門前クリーンパーク代表取締役 株式会社グリーンアローズホールディングス代表取締役 一般財団法人タケエイSDGs推進財団代表理事 | 1,713,600株 |

【取締役候補者の選任理由】

三本守氏は、創業以来50年以上にわたり当社の経営に携わり、産業廃棄物処理業界の先駆者としても長年活躍し、環境事業に関する豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。今後とも当社グループの持続的な成長の実現と企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としております。

(注) 三本守氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所 有 す る 当 社 株 式 の 数 |
|-----------|---|--|------------------------|
| 2 | <p style="text-align: center;">あ べ みつ お 阿 部 光 男 (1960年 6 月 29日) 【再任】</p> | <p>2016年 3 月 株式会社りそな銀行常務執行役員退任 2017年 3 月 りそな決済サービス株式会社代表取締役社 長退任 2017年 4 月 当社入社執行役員経営企画本部副本部長就 任 2018年 1 月 当社執行役員営業本部副本部長兼関連事業 部長就任 2018年 6 月 当社取締役 常務執行役員経営企画本部長 就任 2019年 6 月 当社代表取締役社長就任 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社T・Vエナジーホールディングス代表取締役 株式会社T&Hエコみらい代表取締役 株式会社TEC武隈代表取締役</p> | 13,400株 |

【取締役候補者の選任理由】

阿部光男氏は、2017年4月に当社へ入社し、2019年6月に代表取締役社長就任。長きにわたり金融機関に在籍した豊富な知識と経験を有し、優れた経営手腕を発揮し取締役会の機能強化に貢献しております。今後とも当社グループの持続的な成長の実現と企業価値向上に寄与することができると判断し、引続き取締役候補者としております。

(注) 阿部光男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-------|--|--|----------------|
| 3 | <p>こ いけ よう じ 小 池 陽 二 (1958年 6 月 6 日)</p> <p>【再任】</p> | <p>1984年 1 月 佐川急便株式会社退社 1984年 2 月 泰武興運株式会社（現株式会社タケエイエナジー&パーク）入社 1989年 4 月 当社転籍 2005年 4 月 当社千葉事業部長就任 2007年 6 月 当社営業本部副本部長就任 2008年 4 月 当社執行役員営業本部副本部長就任 2008年 6 月 当社常務執行役員営業本部長 兼神奈川営業部長就任 2010年 4 月 当社執行役員営業本部長就任 2011年 4 月 当社執行役員営業副本部長 兼神奈川営業部長就任 2012年 6 月 当社常務執行役員営業本部長 兼神奈川営業部長就任 2013年 6 月 当社取締役 常務執行役員営業本部長 兼神奈川営業部長就任 2013年12月 当社取締役 常務執行役員営業本部長就任 2014年 4 月 当社取締役 常務執行役員営業本部長 兼戦略営業部長就任 2015年 6 月 当社取締役 常務執行役員営業本部長就任 2016年 6 月 当社取締役 専務執行役員営業本部長就任 2018年11月 当社取締役 専務執行役員営業本部長 兼戦略営業部長就任 2021年 4 月 当社取締役 専務執行役員営業本部長就任 現在に至る</p> | 23,300株 |

【取締役候補者の選任理由】

小池陽二氏は、長年営業部門の責任者を務め、2013年6月の当社取締役就任以降もこれまでに培った豊富な経験と実績を活かし、同部門を牽引することで当社グループの業績向上に貢献してまいりました。今後とも当社グループの持続的な成長の実現と企業価値向上に寄与することができると判断し、引続き取締役候補者としております。

(注) 小池陽二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|--|--|---|----------------|
| 4 | <p style="text-align: center;">よし とみ ひで お 吉 富 英 郎 (1956年1月27日) 【再任】</p> | <p>2003年11月 株式会社りそな銀行退社 2003年12月 当社入社営業企画部長就任 2007年6月 当社事業統括部長就任 2008年4月 当社執行役員営業本部副本部長就任 2008年11月 当社執行役員経営企画本部財務経理部長就任 2010年4月 当社執行役員管理本部人事総務部長就任 2011年3月 当社執行役員管理本部長 兼人事総務部長 就任 2012年6月 当社常務執行役員管理本部長 兼人事総務 部長就任 2013年6月 当社取締役 常務執行役員管理本部長 兼人 事総務部長就任 2021年4月 当社取締役 常務執行役員管理本部長就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社タケエイエナジー&パーク監査役</p> | 38,500株 |
| <p>【取締役候補者の選任理由】 吉富英郎氏は、金融機関に長年勤め、2003年12月の当社入社以降は営業・財務経理・管理部門等の多岐にわたる業務に携わり、豊富な経験を有し当社業務を深く熟知しております。2013年6月に取締役就任以降も経験と幅広い知見を活かし、取締役会の機能強化に貢献してまいりました。今後とも当社グループの持続的な成長の実現と企業価値向上に寄与することができるかと判断し、引続き取締役候補者としております。</p> | | | |

(注) 吉富英郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|--|--|--|----------------|
| 5 | <p>かす や たけし 粕谷 毅 (1958年7月6日)</p> <p>【再任】</p> | <p>1982年4月 武栄建設興業株式会社（現株式会社タケエイ）入社 2004年4月 当社事業本部神奈川事業部長就任 2005年11月 株式会社リサイクル・ピア営業部長就任 2011年7月 株式会社リサイクル・ピア取締役営業部長就任 2014年6月 株式会社池田商店代表取締役社長就任 2018年1月 当社常務執行役員事業本部長就任 2018年6月 当社取締役 常務執行役員事業本部長就任 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社タケエイエナジー&パーク代表取締役</p> | 76,000株 |
| <p>【取締役候補者の選任理由】</p> <p>粕谷毅氏は、1982年4月に当社入社以降、営業部門や当社グループ会社役員を歴任するなど豊富な経験と知識を有しております。2018年6月に取締役就任以降も、処理部門を指揮するなど優れた手腕を発揮し当社グループの成長に大きく貢献しております。今後とも当社グループの持続的な成長の実現と企業価値向上に寄与することができると判断し、引続き取締役候補者としております。</p> | | | |

(注) 粕谷毅氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所 有 す る 当 社 株 式 の 数 |
|-----------|--|--|------------------------|
| 6 | うえ かわ たけし 上 川 毅 (1958年11月26日) 【再任】 | 2011年10月 株式会社あおぞら銀行（旧株式会社日本債券信用銀行）退社 2012年 9月 シティバンク銀行株式会社退社 2012年10月 当社入社社長室担当部長就任 2012年11月 当社社長室長就任 2014年 6月 富士車輛株式会社代表取締役社長就任 2018年 6月 当社執行役員営業本部副本部長兼関連事業部担当就任 2018年 8月 当社執行役員事業監査部担当就任 2019年 6月 当社取締役 常務執行役員経営企画本部長就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社T・Vエナジーホールディングス監査役 株式会社TEC武隈監査役 | 2,200株 |

【取締役候補者の選任理由】

上川毅氏は、金融機関での豊富な経験と知見を有しており、2012年10月に当社入社後、子会社役員を歴任し、その後は当社グループ関係会社の管理、監督を行う部門で各社のコンプライアンス・健全性の観点から業務の品質向上に取り組んでおります。今後とも当社グループの持続的な成長の実現と企業価値向上に寄与することができると判断し、引続き取締役候補者としております。

(注) 上川毅氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-------|--|---|----------------|
| 7 | <p>よこ い なお と 横井直人 (1951年4月27日)</p> <p>【再任・社外取締役】</p> | <p>1975年4月 監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社</p> <p>1979年8月 公認会計士登録</p> <p>1990年5月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）社員</p> <p>2000年5月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員就任</p> <p>2013年6月 有限責任 あずさ監査法人退職</p> <p>2014年6月 当社取締役就任（現任）</p> <p>2014年6月 ニチバン株式会社監査役就任（現任）</p> <p>2015年3月 株式会社ジェイエイシーリクルートメント監査役就任（現任）</p> <p>2018年5月 株式会社いなげや取締役退任 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) ニチバン株式会社監査役 株式会社ジェイエイシーリクルートメント監査役</p> | — |

【社外取締役候補者の選任理由】

横井直人氏は、公認会計士として事業法人の監査責任者を務め、豊富な専門知識と経験を有しております。2014年6月に当社取締役に就任以降、独立した客観的な立場で、グループ経営方針に係る課題について、積極的に意見・助言を行っております。また、公認会計士として長年培われた専門的な視点から、当社の経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスのさらなる強化に繋がるものと判断し、引続き社外取締役候補者としております。

【当社社外取締役の就任期間】

横井直人氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

- (注) 1. 横井直人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 横井直人氏は、社外取締役候補者であります。当社は同候補者を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、当取引所に独立役員届出書を提出しております。同候補者の再任が承認された場合は引き続き、独立役員を継続する予定であります。
3. 当社は、横井直人氏との間で、会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は法令が定める額としております。また、同候補者が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-------|--|--|----------------|
| 8 | うめだあきひこ 梅田明彦 (1947年3月1日) 【再任・社外取締役】 | 2003年6月 株式会社りそな銀行代表取締役副頭取退任 2005年4月 入や萬成証券株式会社（現ばんせい証券株式会社）取締役副会長退任 2007年6月 株式会社レオパレス21専務取締役退任 2012年6月 レオパレス少額短期保険株式会社（現あすか少額短期保険株式会社）代表取締役社長退任 2015年6月 当社取締役就任（現任） 2016年6月 プラザ賃貸管理保証株式会社監査役退任 2016年6月 青木あすなる建設株式会社取締役就任（現任） 現在に至る (重要な兼職の状況) 青木あすなる建設株式会社取締役 | — |

【社外取締役候補者の選任理由】

梅田明彦氏は、経営者として幅広い分野での豊富な経験と高い見識を有しております。2015年6月の当社取締役就任以降、独立的な視点で、グループ経営方針に係る課題について、積極的に意見・助言を行っております。今後においても、当社経営陣から独立した客観的・中立的見地で、取締役会に対して適切な牽制機能を果たし、当社の経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスのより一層の強化に繋がるものと判断し、引続き社外取締役候補者としております。

【当社社外取締役の就任期間】

梅田明彦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

- (注) 1. 梅田明彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 梅田明彦氏は、社外取締役候補者であります。当社は同候補者を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、当取引所に独立役員届出書を提出しております。同候補者の再任が承認された場合は引き続き、独立役員を継続する予定であります。
3. 当社は、梅田明彦氏との間で、会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は法令が定める額としております。また、同候補者が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役金井昭氏は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|--|---|----------------|
| かない あきら 金井 昭 (1953年10月5日) 【再任】 | 1977年4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入社 2007年12月 株式会社りそな銀行退社 2013年10月 第一生命保険株式会社退社 2014年1月 当社入社 2014年4月 当社監査部長就任 2017年6月 当社監査役就任 現在に至る | 2,500株 |
| 【監査役候補者の選任理由】 金井昭氏は、前職で代理店業務の監査を行い、当社入社後は監査部長、2017年6月に監査役へ就任。長年培った幅広く高度な知見を活かし当社グループ全体の監査を行い当社事業の機関プロセスに精通してまいりました。また、CIA(公認内部監査人)の資格を有し、長きにわたる監査業務に携わり豊富な経験と見識を有しております。 今後も当社の監査役として適任であると判断し、監査役候補者としております。 | | |

(注) 1. 金井昭氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、金井昭氏との間で、会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は法令が定める額としております。また、同候補者が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年6月24日開催の第40期定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするとともに、当社の主要子会社の代表取締役（以下、当社の取締役及び執行役員とあわせて「取締役等」といいます。）に対しても本制度を導入するものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、原決議同様、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項（事業報告本招集ご通知14頁をご参照ください）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2006年6月29日開催の第30期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額400百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。また、当社の主要子会社につきましては、本年6月開催予定の各子会社の定時株主総会において付議し、承認を得た上で、本制度を導入する予定であります。

現時点において、本制度の対象となる当社の取締役は7名ですが、第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は6名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設

定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社及び当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役及び執行役員並びに当社の主要子会社の代表取締役(当社及び当社の主要子会社のいずれにおいても、社外取締役を除くものとし、監査役は本制度の対象外とします。)

(3) 信託期間

2016年9月から信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。)

(4) 信託金額

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度(以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役及び執行役員への給付を行うための株式の取得資金として、229百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす当社の取締役及び執行役員を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式292,900株を取得しております。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として各対象期間ごとに952百万円(うち当社の取締役分として382百万円)を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額

(当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。)と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は606,500株となります。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。なお、取締役等に付与されるポイントは、社外役員が過半数以上で構成される当社諮問委員会で審議し、取締役会でポイント付与数を決定します。

取締役等に付与される5事業年度当たりのポイント数の合計は606,500ポイント(うち当社の取締役分として243,500ポイント)を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

また、取締役等に付与される5事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(606,500株)の発行済株式総数(2021年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約2.18%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイントを合計した数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

（８）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（９）配当の取扱い

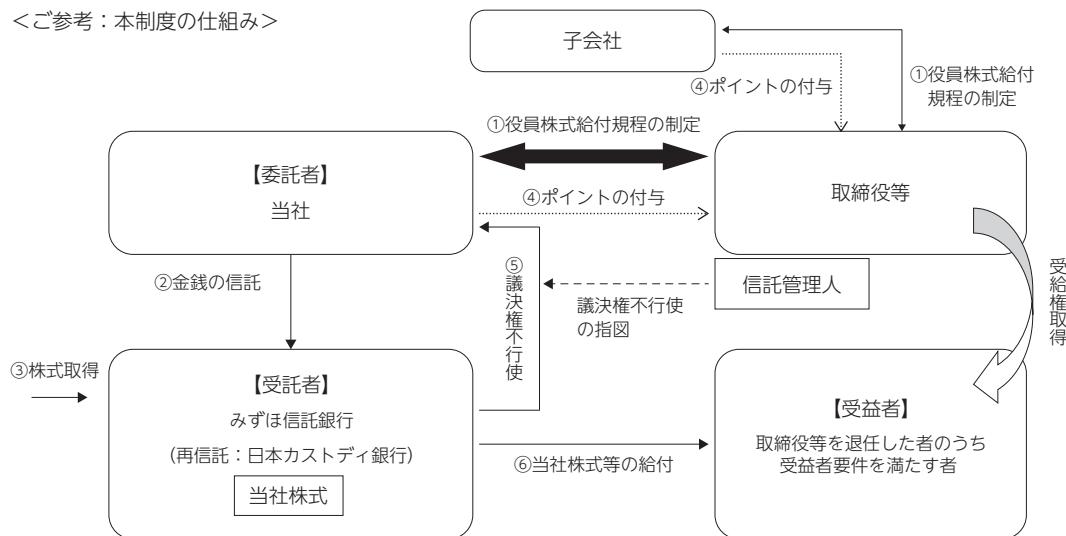
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

（１０）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社及び当社の主要子会社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び当社の主要子会社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たさず場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

以上

第45期定時株主総会会場のご案内

東京都港区芝公園二丁目4番1号

芝パークビルB館地下1階

「A P 浜松町」 Eルーム

電話 03-5405-6109



〔会場への交通機関〕

都営三田線「芝公園駅」(A3出口) 徒歩3分

都営浅草線・大江戸線「大門駅」(A6出口) 徒歩3分

J R 「浜松町駅」(北口) 徒歩7分

(注) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますよう、お願い申し上げます。